函館市緑の基本計画（素案）

函館市

目　　次

序　章　緑の基本計画改定の背景

1　緑の基本計画改定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3　計画対象区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

4　策定内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

5　目標年次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第１章　緑の基本計画とは

1　緑の基本計画とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

2　緑の役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第２章　函館市の特性

1　都市特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

2　都市の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第３章　緑の現況と課題

1　都市概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

2　緑に関する概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

3　前計画の目標達成状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

4　緑の現況と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第４章　計画の基本方針

1　計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

2　緑の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

3　郊外に広がる緑の基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

4　計画の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

5　計画の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

第５章　実現のための施策

施策体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
基本方針１　水と緑に囲まれた都市・函館を守る　・・・・・・・・・・・・・・・53
１－１　拠点となる緑環境の保全
１－２　水と緑のネットワークの確保
１－３　函館特有の緑の魅力確保
基本方針２　生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる　・・・・・・・・・・54
２－１　身近な緑の再生・活用
２－２　多様なニーズに対応できるオープンスペースの充実
２－３　公共空間の緑化による良好な都市景観の保全
基本方針３　災害から市民を守る緑を保つ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
３　防災面に配慮した緑の保全
基本方針４　みんなで緑あふれるまちづくりを進める　・・・・・・・・・・・・58
４－１　民有地の緑のボリュームアップ
４－２　緑化に向けた意識の高揚
４－３　協働による緑のまちづくりの推進

参考資料

１　計画策定までの経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
２　函館市緑のパートナー会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
３　函館市緑化審議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
４　用語解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

序章　緑の基本計画改定の背景

【序章】　緑の基本計画改定の背景

１　緑の基本計画改定の背景

2001(平成13)年３月に，函館市緑化条例に基づき「函館市緑の基本計画（以下「前計画」という。)」を策定・公表し，緑に関する計画や施策について，基本方針である「水と緑に包まれたうるおいのあるまち」の実現に向けて，市民，事業者，行政が協働して様々な取り組みを進めてきました。

その後，計画策定から15年以上が経過し，人口減少と高齢化により，市街地の拡大を基調としたまちづくりから，既存ストックを活用した集約型都市構造へ大きく転換し，コンパクトなまちづくりを目指す中にあっても，これまで培ってきた緑を次代へ継承していく必要があることから，前計画を改定するものです。

○根拠法令の改正

2004(平成16)年12月の景観緑三法施行に伴い，都市の緑地の保全と緑化の推進を総合的に扱うことをより明確にするため「都市緑地保全法」の名称が「都市緑地法」と変更され，内容についても都市の緑の保全等に関わる施策や制度が拡充されたことから，新たなまちづくりの指針に沿って，緑のまちづくりを推進することが必要となりました。

○上位計画等の改定

本市では，前計画を策定した2001(平成13)年以降，景観法に基づく「函館市景観計画」や「函館市環境基本計画［第2次計画］」，「函館市基本構想（2017～2026)」を策定したほか，「函館市都市計画マスタープラン」の改定，2017(平成29)年には，都市計画マスタープランのアクションプランとなる「函館市立地適正化計画」を策定したことから，これら計画等と整合を図ることが必要となっています。

○地球環境問題に関する意識の高まり

近年，世界規模の環境問題である地球温暖化，また，身近な緑の喪失や生物多様性への配慮など，自然環境が抱える新たな問題・課題に対応するため，官民を超えた取り組みが，重要となっています。

○函館市を取り巻く社会情勢の変化

住民基本台帳によると本市の人口は，1984(昭和59)年をピークに減少し，平成28年度末現在では26.3万人となっており，そのうち65歳以上の高齢者の割合は33.4％で，前回策定時（平成12年３月データ）の20.5％から，さらに高齢化が進行しています。

また，前計画は，当時の市域を計画対象としていたので，2004(平成16)年12月に合併した戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町を含めた，市域全体で計画を策定し直すことが必要となっています。

２　位置づけ

計画は，本市のまちづくりにおける指針である「函館市基本構想」や，都市計画に関する基本的な方針となる「函館市都市計画マスタープラン」と整合を図るとともに，環境基本法や景観法など他の法律等により策定する計画との調和を図り，それらの「緑」に関する部門を支える計画として位置づけます。

■緑の基本計画の位置づけ

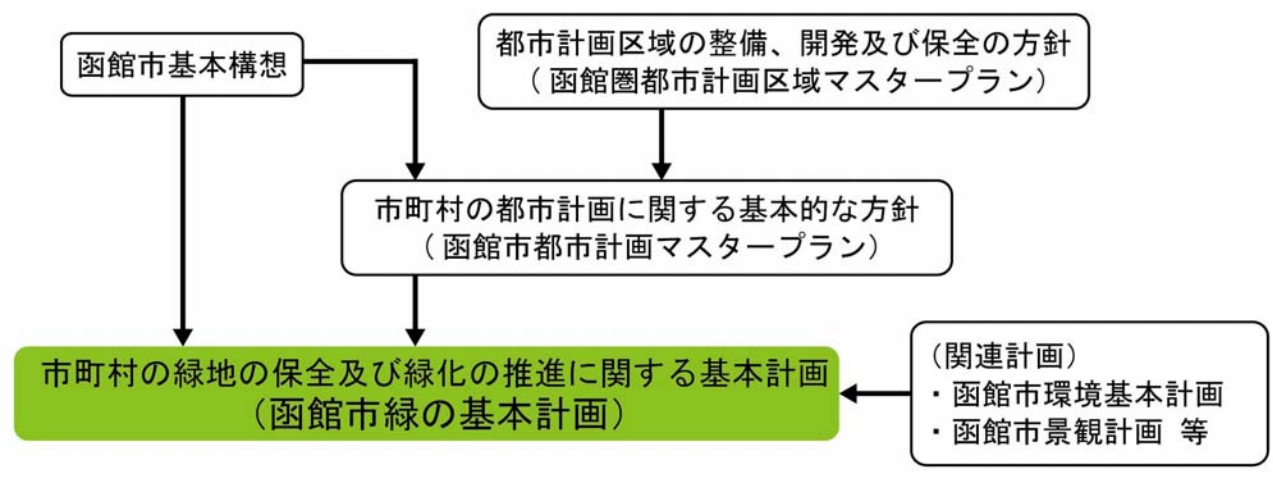

■緑の基本計画の経過

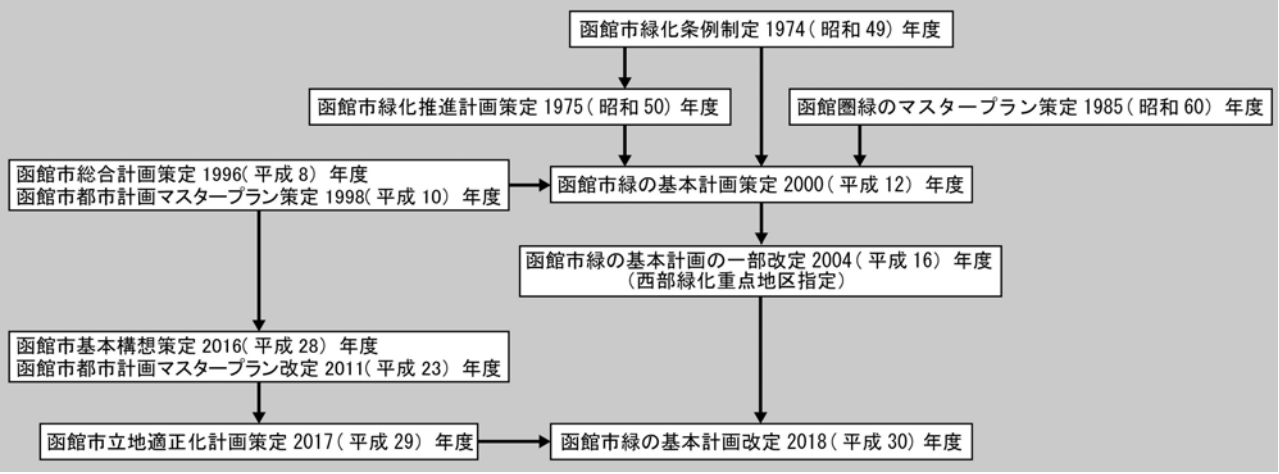

３　計画対象区域

計画対象区域は，整合を図る必要のある関連計画や方針などが市域全体を対象としていることから，本計画においても市域全体を対象とします。

ただし，都市緑地法において，緑の基本計画の対象範囲は，都市計画区域内としていることから，都市計画区域外の緑については，基本的な方向性のみを示すものとします。

４　策定内容

本市における緑の現況と課題を整理し，緑の将来像や市民，事業者，行政の役割，施策の展開方向などを明らかにしたうえで，将来目標を設定し，それを実現するための具体的な施策などを示します。

５　目標年次

目標年次は，概ね10年後である2027(平成39)年とします。なお，中間年次となる５年後に施策の実施状況を把握し，必要に応じて適宜見直しを行います。

第１章　緑の基本計画とは

【第１章】　緑の基本計画とは

１　緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は，都市緑地法第４条第１項に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており，市町村がその区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため，その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

前計画策定までの「緑」に関する計画としては，都市計画に関する事項を主とした「函館圏緑のマスタープラン」と都市計画の手法によらない事項を主とした「函館市緑化推進計画」がありました。「函館市緑の基本計画」は，これらの両計画を統合した，「緑」の総合的な計画です。

緑の基本計画でいう「緑」とは，樹木や草花などの植物やそれらを含む周辺の土地や空間が対象であり，樹林地や草地，水辺地等の緑地をはじめ，緑化された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであると考えられます。このため，本計画においても公園緑地等の公共公益施設としての緑だけでなく，民有地を含む市内の全ての緑を対象とします。

このため「緑の基本計画」は，緑のマスタープランおよび都市緑化推進計画の内容を併せもつものとして，都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全のみならず，都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化，さらには普及啓発活動などについても視野に入れた幅広い計画内容を包含するものであることから，都市における緑とオープンスペースの保全や創出に関する施策を推進していくうえで，最も重要な計画といえます。

また，「緑の基本計画」は，住民にとって最も身近な地方公共団体である市町村が策定することとされており，そのまち固有の地域性等を十分に踏まえた独創的な緑の将来像と，それを実現するための取り組みについて，住民と行政が一体となって，その実現に取り組んでいけるよう，法律で計画内容の公表に努めることとされています。

このような情勢を背景として，健康志向の広がりや住環境の質への需要など多様化する住民ニーズへの的確な対応と，既定の諸計画との整合を図り，本市における将来の緑のあるべき姿と，それを実現するための施策を総合的かつ体系的に明らかにするため，本計画を策定するものです。

■対象とする緑地の分類

対象とする緑地は，公園などの施設として整備された「施設緑地」と法令等により一定の区域を指定して土地利用を制限する「地域制緑地等」に区分することができます。

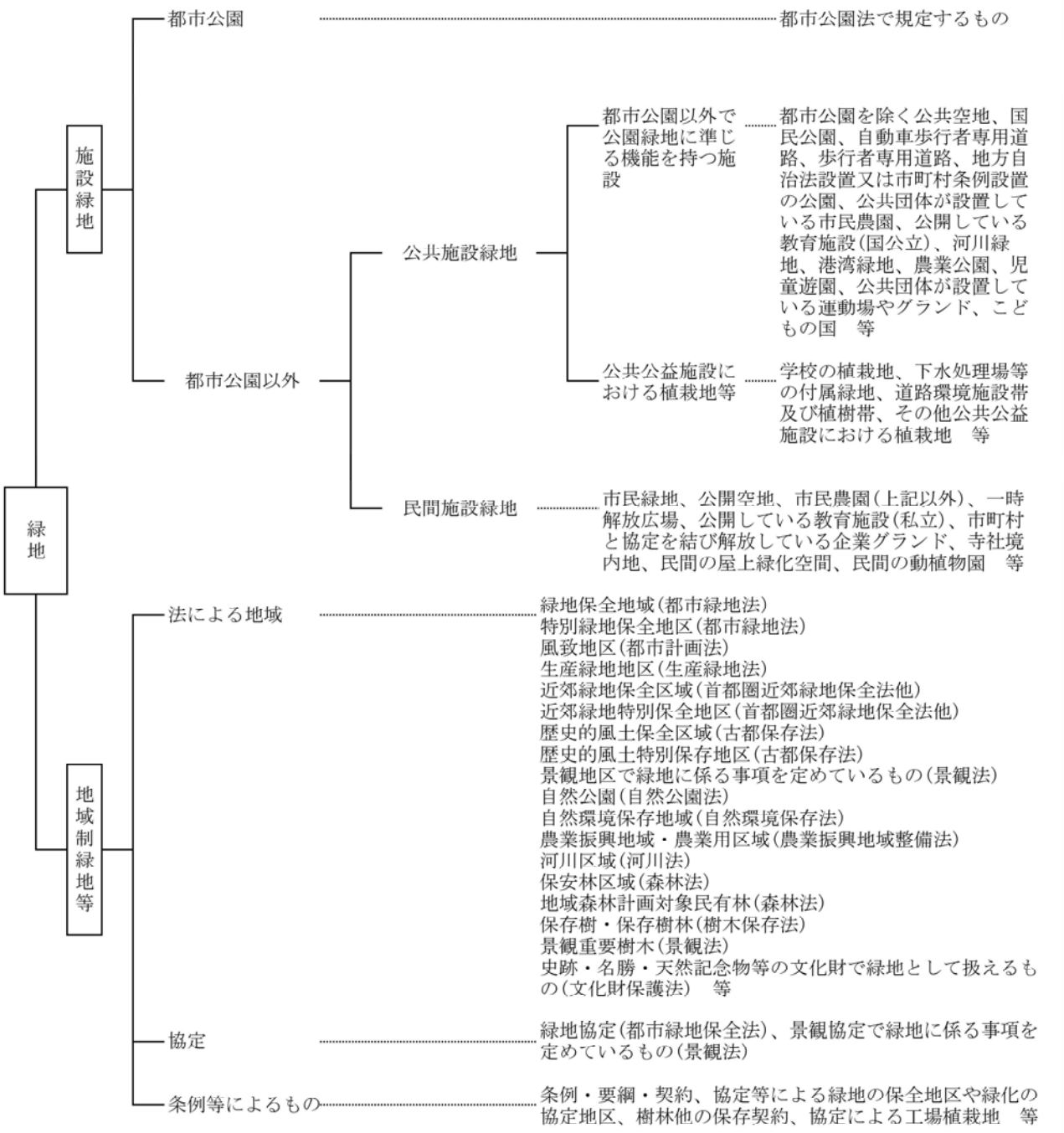

（新編　緑の基本計画ハンドブック(2007)日本公園緑地協会より）

■緑地の定義

都市緑地法の第３条において『「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう』と定義されています。

都市緑地法第３条	都市緑地法運用指針の記述
樹林地	当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。
草地	当該土地の大部分が草で被われている土地であり、ゴルフ場のような人工草地も含まれる。
水辺地	池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域である。
岩石地	当該土地の大部分が岩石で被われている土地又は岩石が風化して角礫を多く含んだ状態の土地をいい、具体的には、海浜の岩礁地、溶岩台地等をいう。
その他これらに類する土地（農地であるものを含む）	樹林地、草地、水辺地、岩石地には該当しないが、その景観、立地状況等がこれらに類似しているものであり、具体的には、樹林地に類するものとして屋敷林、庭園、街道の並木、梅林、茶畑、果樹園等、草地に類するものとして花畑、市民農園のような野菜畑、採草放牧地等、水辺地に類するものとして湿地帯、蓮田等、岩石地に類するものとして砂丘地等をいう。
これらに隣接している土地	樹林地、草地、水辺地、岩石地等の土地と一体となって良好な自然的環境を形成している土地の範囲をいい、それぞれの地域の土地の状況等を勘案してその範囲が決定される。

２　緑の役割

本市には，函館山をはじめ市街地後背部などに良好な樹林地が形成されており，また，市街地を両側から包み込む形で存する美しい海，さらには公園や河川，街路樹など多様な緑が各所に広がっています。これらの緑は，市民にとってはあまりにも見慣れた風景であり，日々の生活にさりげなく溶け込んでいることから，その存在自体を強く意識することはありません。

そこで，本計画の策定にあたり，「緑」そのものの役割や効果などを区分したうえでクローズアップしてみます。

役割１　都市環境の維持・保全

多様な産業活動などが営まれている大都市では，エネルギーの消費量が多いことに加え，コンクリートやアスファルトなどの人工構造物で囲まれていることなども要因となって，熱帯夜の増加などに代表される「ヒートアイランド」と呼ばれる現象が問題となっています。

一方，市全体が樹林地や海岸など良好な緑の空間に包まれている本市では，幸いにしてこうした問題とは無縁となっています。緑は，蒸発散作用が大きく，また木陰をつくることで，気温や地表面の温度上昇を抑えるという優れた性質を有しており，それが，本市の良好な都市環境を支えているからです。

また，緑は，酸素の供給や二酸化炭素の吸収，水源のかん養など，地球レベルでの気候や水循環をコントロールするものとして重要な役割を果たしています。

都市環境を支える街路樹　（東雲町）

役割２　レクリエーションの場の提供

緑の効果のなかで，市民生活に最も密着しているのがレクリエーション機能です。身近な公園である街区公園をとってみても，木陰のベンチでリラックスする人や，親子が一緒にブランコで遊んでいたり，語らいの場となっている場面なども見かけます。また，もう少し規模の大きい公園では，桜や紅葉など四季を感じさせる美しい風景が鑑賞できるほか，時にはスポーツ観戦や自らがスポーツなどを楽しむこともできます。

公園など緑豊かなオープンスペースは，地域コミュニティを支え，市民の健康づくり

や明日への活力を育むレクリエーションの場として重要な役割を果たしています。

また，緑につつまれた環境のなかでは，疲労回復が素早くなされるほか，日常的な緑との接触は，心身のリラックスや人間が本来持っている自然治癒力の向上・回復を促すといわれています。様々なストレスが錯綜する現代社会と今後の高齢社会に対応していくうえからも，この役割はさらに高まっていくものと考えます。

レクリエーションの場となる公園（函館公園）

役割３　都市の安全性の確保

本市は，過去に幾度もの大火を経験してきた都市です。市街地を焼き尽くし，市民の生命と財産を奪ってきたこの災害を教訓に，市内には火災時の延焼防止を目的として，都市計画の見地から広路や広幅員の坂道が系統的に設けられており，これらは今日，市街地内における緑の帯として，都市防災に大きな役割を果たしています。

樹木は，火災発生時において水蒸気を放出して燃焼を抑制するほか，樹冠のすき間に背後から冷たい空気が入り込むことによって熱交換が図られ，火災の延焼を防止する役割を有しています。また，郊外の樹林は，地中にはりめぐらした根によって，急な斜面地の土砂崩れ等を抑制するほか，その土壌にある多くの小さな空隙に，雨をいったん蓄えることで，降雨時に河川へ流出するまでの時間を遅らせ，流量のピークを低下させたり，ピークの発生を遅らせるなどの洪水の緩和機能があります。

一方，大規模な地震や台風などによる風水害を例にとるまでもなく，自然災害が発生した場合などには，一瞬にして多くの人々の生活を脅かす場面が想定されます。先の東日本大震災において，公園など緑のオープンスペースは，災害発生時には避難地として，また，仮設住宅の設置など被災状況に応じた柔軟な対応が可能となることからも，緑は，都市の安全性を確保するうえでは，特に重要な役割を果たしています。

防火帯となる街路樹

役割４　良好な都市景観の形成

「好きな風景は？」と問われたとき，多くの人は，無意識のうちに美しい山並みや水辺の空間などをイメージするのではないでしょうか。また，それがビルで囲まれた都会の風景だとしても，イメージの片隅には，必ずといっていいほど街路樹や美しい花などが映り込んでいるのではないでしょうか。

これは，良好な環境のなかに在りたいという人間本来の潜在的欲求によるものであり，良好な環境を構成する要素として，人は緑を求めるのです。

建物や道路をはじめとする人工的構造物が大半を占める現在の都市において，緑は，人工的で直線的になりがちな景観を和らげ，乾いた空間と人の心に，うるおいと安らぎを与えるという優れた機能を有しています。また，緑の集団である樹林地や道路沿いの街路樹，河川のせせらぎなどは，まちの骨格として統一美や表情豊かな風景を織りなし，市街地内に点在する公園などの緑のオープンスペースは，まちのランドマーク(目印)やシンボルとして，良好な都市景観を構成するうえからも，特に重要な役割を果たしています。

河川緑地（鮫川：本通３丁目付近）

役割５　都市の「魅力」と「品格」の醸成

我が国最初の開港場として，海外に門戸を開いた本市には，函館山をはじめ五稜郭やトラピスチヌ修道院など，異文化との交流や歴史的な経緯により保全あるいは創出されてきた函館独特の緑の遺産が，数多く現存しています。歴史に基づくこれらの緑は，今日，市街地内における優れたオープンスペースとして大きな役割を果たしているほか，本市独特の異国情緒を醸し出すものとして，函館観光を支える重要な財産ともなっており，本市の「魅力」と他に類をみない「品格」を構成する重要な役割を担っています。

函館独特の緑の遺産（元町公園）

役割６　生物多様性の確保

健全で恵み豊かな緑は，多様な生きものの生息・生育の空間となっています。街路樹や公園，河川緑地，住宅の小さな庭の緑であっても，相互に連続することで，生物の移動経路となり，都市における生物多様性の維持を支えています。

また，多様な生きものとのふれあいは，次世代を担う子どもたちの情操を育むうえでも重要な役割を担っています。

生物多様性を確保する緑（アヤメ湿原：寅沢町）

大火復興と緑

函館の街は，三方を海に囲まれた地形的条件から風が強く，一度，火災が発生すると大きな被害に見舞われており，1869（明治２）年から1934（昭和９）年までの65年間では，100戸以上の家屋が焼失する大火災が26度も発生しています。その復興にあたっては，火災に強い街や建物を作るための努力が続けられ，今日の市街地形状が形成されました。

主要な大火での復興例をあげますと，1878（明治11）年，1879（明治12）年の函館山山麓付近の市街地における大火の復興では，家屋改良費の貸し付けによる家屋の不燃化や現在の整形化された街区の形成，基坂や二十間坂のような幅員20間（36m）の防火帯を兼ねた道路が作られています。道路により整形化された街区は，坂道の直線化を生み，函館山山麓付近から海岸まで一直線に連続する景観ができあがりました。

また，1934（昭和９）年の大火の復興計画では，幅員30間（55m）と20間（36m）の「緑樹帯」と命名した広路を函館山や公園，海岸に向かって市内縦横に配置し，市内を20数個の防火区画に分け，広路の交点には官公庁を配置し，その起終点には，公園や鉄筋コンクリート造りの不燃建物（学校，寺院）を配置し，災害発生時には，市民の避難場所にも活用できるように整備が進められました。

このように，本市は明治から昭和初期にかけての数多くの大火により，まちづくりが進められたことで，防火帯としての緑樹帯（グリーンベルト）が確保され，今日の緑あふれる景観や緑のネットワークが形成されました。

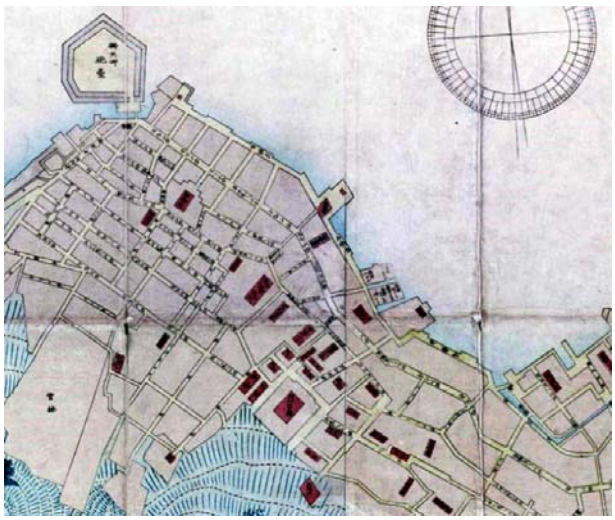

函館市街之図　1874（明治７）年

函館市街全図　1925（大正14）年

大火前と後の函館山山麓の地図を見比べると，大火前の道路は，狭く入り組んでいます。大火後の道路は，山麓から海岸まで，ほぼ一直線につながっていることが，わかります。　（地図は，いずれも函館市中央図書館所蔵）

第２章　函館市の特性

【第２章】　函館市の特性

１　都市特性

（１）都市構造の骨格パターン

本市の市街地は，函館山山麓から北東部の山岳丘陵地裾野にかけて扇状に広がる平野部と段丘地形，山岳地により形成されています。

この扇状の市街地は，概ね６放射４環状の主要幹線道路が骨格となり，都市構造全体としては，扇形放射状の骨格パターンを形成しています。

（２）都市拠点機能の立地集積

本市の市街地には，「駅前・大門地区」，「本町・五稜郭地区」，「美原地区」などの商業・業務拠点が存在し，これらを取り囲むように住宅地が形成されています。また，このほか，市街地外縁の幹線道路沿道などにロードサイド型郊外商業サービス施設の立地がみられます。

広域的な交通結節拠点としては，鉄路の玄関口であるJR函館駅，海路の玄関口である函館港があります。これらを基点として東西方向に伸びる放射軸上に，空路の玄関口として函館空港が位置し，道路交通の結節点として函館インターチェンジが配置されており，扇形放射状の都市構造の利点が生かされる状況となっています。

物流・工業系拠点は扇形両翼に各々配置され，また，函館山を核として千代台公園，五稜郭公園，道南四季の杜公園などのシンボル的な公園緑地が展開しています。

（３）都市空間の特性と動向

本市の都市空間は，北東部から東部にかけての緩やかな丘陵と山並みを背景とし，西に函館湾，東に津軽海峡を臨む水際空間に囲まれ，都市内には亀田川水系など７つの法水系からなる河川が縦走しており，豊かな自然風土を母体として形成されています。

函館山からの眺望

また，幕末期において日本最初の開港場となった由緒をあらわすものとして，函館山山麓地域の異国情緒あふれる町並みや五稜郭，トラピスチヌ修道院など歴史的な名所や景勝地，文化財が随所に分布しています。

一方，市街地は，都市機能の拡散，大規模集客施設の郊外立地，さらには少子高齢化などに伴う人口減少等により，函館駅前・大門地区のみならず本町・五稜郭地区などを

含めた函館市全体の活力が低下傾向にありましたが，北海道新幹線の開業による観光客の増加など交流人口の拡大や，開業を契機とした東北や関東地域などとの連携強化により，開業効果を一過性のものとすることなく，2030（平成42）年度に予定されている新幹線の札幌延伸も見据えた，長期的な視点でのまちづくりを進めていきます。

２　都市の将来像

（１）函館市基本構想における位置づけ

本市のまちづくりの指針である「函館市基本構想(2017～2026)」では，本市の将来像を「北のクロスロード HAKODATE ～ともに始める 未来を拓く～」と定め，その実現に向けて５つの基本目標を掲げています。

基本目標において緑に関しては,「４　日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します」において，魅力ある景観や町並み，市街地の形成に取り組むとともに，魅力の源泉である郷土の歴史を継承し文化の振興を図る取り組み等を通して，日本一魅力的なまち函館を次世代に継承するとしています。実施計画において具体的な事業としては，函館山の遊歩道整備や函館駅前花いっぱい事業等が位置づけられています。また,「５ 持続可能な都市の基盤を構築します」として，市民生活の利便性と都市経営との調和を図り，長期的な視点で，社会基盤施設の機能維持や，自然環境の保全などの取り組みを通して，持続可能な都市の基盤を構築するとしています。実施計画において具体的な事業としては，公園施設の長寿命化対策等が位置づけられています。

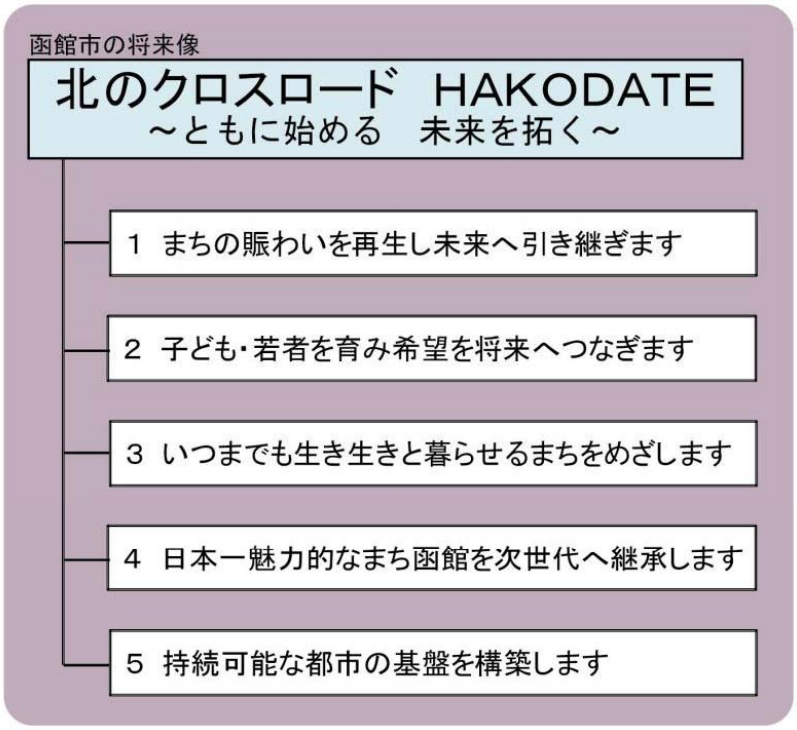

（２）函館市都市計画マスタープランにおける位置づけ

「函館市都市計画マスタープラン(2011～2030)」では，まちづくりの目標を次のように設定しています。

まちづくりの目標
１　歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
２　快適・安全なまちづくり
３　市街地と農漁村地域が共生するまちづくり
４　美しくうるおいあふれるまちづくり
５　経済活動を支えるまちづくり

まちづくりの目標で緑に関しては，「２　快適・安全なまちづくり」において，誰もが快適な暮らしを送ることができるよう，身近な都市基盤である街区公園などの整備を進めることとしています。

また，「４　美しくうるおいあふれるまちづくり」において，うるおいのある都市空間が形成されるよう，公園や緑地，水辺空間の整備を推進するほか，民間施設・公共施設の敷地や公共用地などを活用し市街地における緑化を図ることとしています。

函館市総合計画(2017～2026)について

函館市総合計画(2017～2026)は，2011(平成23)年度から施行された「函館市自治基本条例」に基づき策定した計画です。

函館市総合計画は，基本構想と実施計画で構成され，基本構想では，めざすべきまちの将来像と，その実現に向けた基本的な考え方や目標などを示しています。

函館市のめざすべき将来像は，函館の地理的特性である，陸・海・空で本州と北海道を結ぶ「北の玄関口」であることや，「北」の力強さ，北海道の中核都市であるというイメージと合わせて，「北のクロスロード HAKODATE ～ともに始める　未来を拓く～」としており，「函館に住むすべての人が，このまちに誇りと愛情を持ち，まちの未来のために自らが行動するとともに，国内外から様々な人が集い，絆を結び，お互いに力をあわせともに歩むまちでありたい」という共通の願いが込められています。

函館市基本構想(2017～2026)

１　重点プロジェクト

将来像の実現に向け，優先的・重点的に取り組むべきプロジェクトについては，本市の課題を克服するための「経済再生」と優位性をさらに高めるための「魅力向上」としています。

「経済再生プロジェクト」

北海道新幹線開業を契機とした，新たな広域観光圏・経済圏を構築し，交流人口

の拡大や，国内外への販路拡大のほか，学術研究機関の集積や交通の要衝である優位性を活かした，企業誘致や新産業の創出などに取り組み，地域経済の活性化を図ります。

「魅力向上プロジェクト」

本市の強みである都市としてのブランド力をさらに強固なものとするため，既存の地域資源に磨きをかけ，新たな魅力を発掘・創出するとともに，こうした魅力を市民生活や歴史的・文化的背景により体系づけ，発信することにより，多面的な魅力を持つ新たな資源に進化させる取り組みを進めます。

２　基本目標と施策の体系

将来像の実現に向け５つの基本目標に20の施策を掲げ，体系的にまちづくりに取り組みます。

(1) まちの賑わいを再生し未来へ引き継ぎます 交流人口を拡大し，その経済効果を各産業へ波及させるとともに，地場産業の強化や地場産品の利用促進・高付加価値化に取り組みます。また，産学官金連携による地域産業の活性化や高等教育機関が持つ教育・研究機能をさらに充実します。	①観光・コンベンションの振興 ②農林水産業の振興 ③商工業の振興 ④新産業の創出と企業立地の促進 ⑤学術研究機能の充実
(2) 子ども・若者を育み希望を将来へつなぎます 地域社会全体で安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するとともに，子どもや若者が確かな学力を身につけ，創造性豊かで心身ともにたくましく生きる教育環境を整備するほか，若者への支援に努めます。	⑥子ども・子育て支援の充実 ⑦学校教育・高等教育の充実 ⑧若者への支援の充実
(3) いつまでも生き生きと暮らせるまちをめざします 市民一人ひとりがともに支えあうことができる地域コミュニティの形成や安定した雇用の維持・創出に取り組むとともに，市民が健康で生きがいをもって暮らせるまちとなるよう努めます。	⑨暮らしを支える福祉の充実 ⑩生きがいづくり・健康づくりの推進 ⑪安全に暮らせる生活生活の確保 ⑫安定した雇用の維持・創出
(4) 日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します 魅力ある景観や町並み，市街地を形成するとともに，魅力の源泉である郷土の歴史を継承し文化の振興を図るほか，国内外の交流により，こうした函館の魅力を内外に発信するほか，陸・海・空の交通網をさらに充実します。	⑬魅力ある景観・町並み・市街地の形成 ⑭文化芸術の振興と歴史の継承 ⑮国際化と地域間交流の推進 ⑯陸・海・空の交通網の充実
(5) 持続可能な都市の基盤を構築します 人口減少が進むなか，市民生活の利便性と都市経営との調和を図り，長期的な視点で，社会基盤施設の機能維持，公共交通の再編，自然環境の保全などに取り組むとともに，防災対策を充実します。	⑰社会基盤施設の機能維持 ⑱公共交通の再編 ⑲防災対策の充実 ⑳環境保全の推進

第３章　緑の現況と課題

【第３章】　緑の現況と課題

１　都市概況

（１）広域的位置

本市は，北海道の南西部，渡島半島の南東部に位置し，太平洋・津軽海峡に面する都市です。道都札幌市とは150km圏にあり，首都東京とは700km圏にあります。

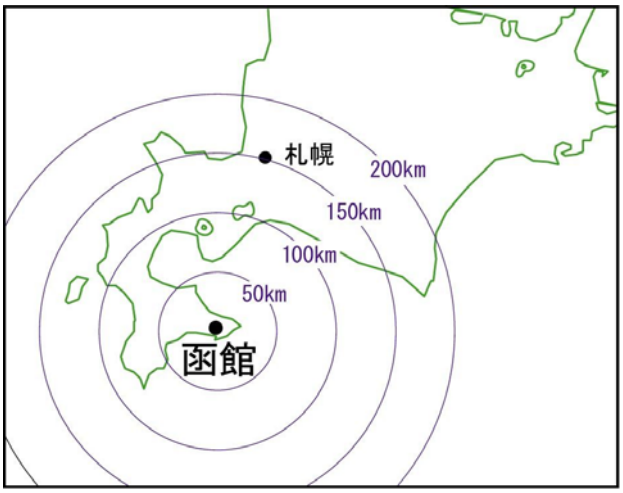

広域的位置

（２）合併の経過と市域面積

市域は1922(大正11)年の市制施行以降，市町村合併により順次拡大し，1939(昭和14)年に湯川町，1966(昭和41)年に銭亀沢村，1973(昭和48)年に亀田市と合併しました。2004(平成16)年に，戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町を編入し，現在に至っており，2017(平成29)年10月1日現在の市域面積は約677.86k㎡となっています。

年月日	合併区域	合併面積(k㎡)
大正11年 8月1日	(市制施行時)	(19.05)
昭和14年 4月1日	湯川町を編入	200.54
昭和41年12月1日	銭亀沢村を編入	35.78
昭和48年12月1日	亀田市を編入	92.07
平成16年12月1日	戸井町，恵山町，椴法華村，南茅部町を編入	330.66

市域の変遷と面積

（３）人口推移

国勢調査による人口は，戦後増加し続けていましたが，1980(昭和55)年の約34.5万人をピークに減少に転じ，2015(平成27)年には約26.6万人となっています。

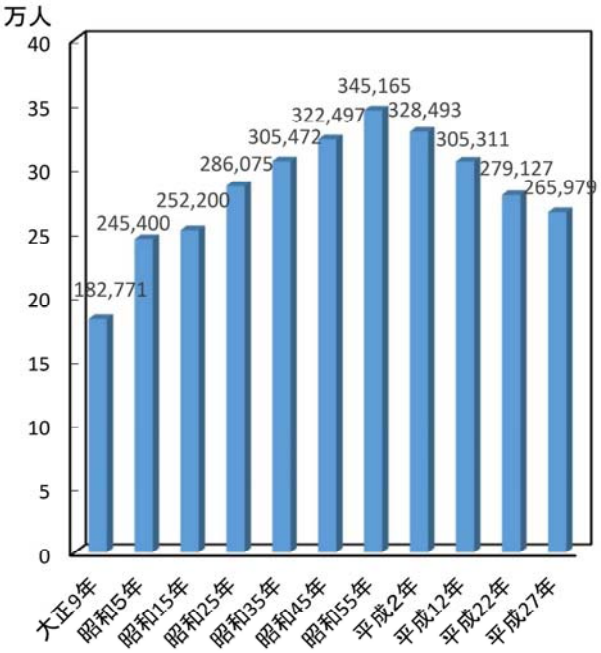

国勢調査による人口の推移

（４）都市計画区分

函館市の行政区域約677.87k㎡のうち，都市として総合的に整備，開発，保全する必要がある都市計画区域は2014(平成26)年10月時点で約143.18k㎡が決定されており，そのうち約47.88k㎡が計画的に市街化を図る市街化区域となっています。

（５）土地利用

函館市の行政区域を地目別にみると，「山林」が60.2%，「その他」が22.5%，「原野・雑種地」が6.7%，「宅地」が5.1%，「田畑」が4.9%，「牧場」が0.6%となっています。2015（平成27）年度

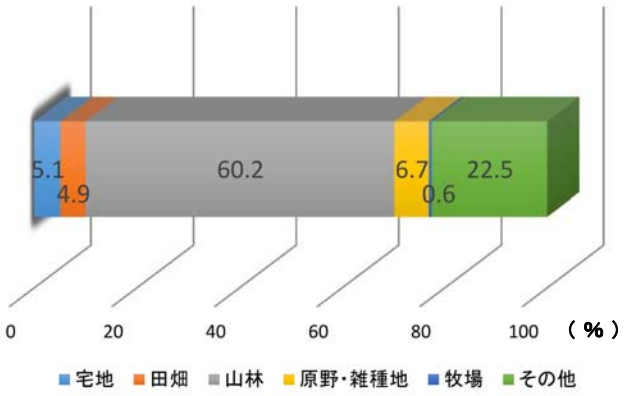

土地利用状況

（６）市街地の変遷

人口集中地区（ＤＩＤ）は，1970(昭和45)年（線引き当時）27.40k㎡であったものが，1995(平成７)年には41.70k㎡となり,それ以降，ほぼ横ばいで推移しており，2010(平成22)年では42.50k㎡となっています。

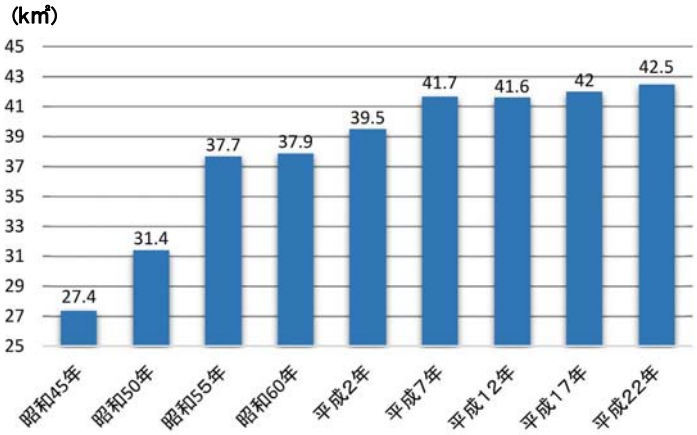

ＤＩＤ面積の変遷

２　緑に関する概況
（１）本市の緑の現況量

平成29年3月31日現在

					都市計画区域		市街化区域		摘要
					箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
緑地	施設緑地	都市公園	都市計画公園	街区公園	106	23.26	105	22.95	
				近隣公園	9	17.61	9	17.61	
				地区公園	1	6.41	0	0.00	
				総合公園	3	67.26	2	50.90	
				運動公園	2	21.69	2	21.69	
				墓園	1	8.17	0	0.00	
				広域公園	1	65.10	0	0.00	
				都市緑地	25	350.91	24	23.91	
			都市計画公園以外	街区公園	217	9.61	209	8.89	
				歴史公園	1	25.20	1	25.20	
				その他公園	4	1.34	3	1.03	
				都市緑地	5	7.32	2	0.37	
				総合公園	2	13.54	0	0.00	
			小計		377	617.42	357	172.55	
		公共施設緑地	児童遊園		38	4.81	36	4.76	
			植物園		1	1.35	1	1.35	
			広場等	ダム広場、ダム公園、水元	3	4.54	1	0.60	
				道営住宅（緑被）	22	4.98	22	4.98	
				市営住宅（緑被）	2	2.30	2	2.30	
			港湾・空港緑地	港湾緑地	5	8.81	5	8.81	
				空港緑地	1	125.67	0	0.00	
			公共管理の運動場・グラウンド・レクリエーション施設		11	12.18	8	7.24	
			市民農園・老人菜園		4	6.40	0	0.00	
			広幅員道路		15	12.66	15	12.66	
			都市計画道路		92	36.57	90	34.13	
			観光及び市民生活緑地		17	1.72	16	1.68	
			公益文化施設	市関係施設	4	0.46	4	0.46	
				福祉施設	11	2.47	9	2.12	
				社会教育施設	24	2.17	24	2.17	
			供給処理施設		2	0.16	1	0.07	
			医療施設		1	1.98	1	1.98	
			公共教育施設	大学、短大、専修学校等	4	23.09	4	23.09	
				高等学校	6	11.45	5	9.26	
				中学校	23	13.35	19	11.27	
				小学校	37	19.82	34	15.74	
				養護学校等	5	3.21	4	1.79	
			公共幼児・児童施設	児童館	25	0.76	24	0.61	
				保育園	30	0.92	28	0.87	
				公共幼稚園	2	0.59	2	0.59	
				認定こども園	21	0.80	19	0.73	
			河川緑地		4	9.48	4	9.48	
			河川広場		2	3.57	2	3.57	
			小計		412	316.27	380	162.31	
		民間施設緑地	緑化されたレクリエーション施設		7	355.49	3	37.40	
			教会・寺院・神社	教会	26	50.57	25	2.28	
				寺院	80	7.32	68	4.37	
				神社	6	8.74	4	2.21	
			民間教育施設	大学、短大、専修学校等	4	3.24	4	3.24	
				高等学校	8	8.27	8	8.27	
				中学校	2	0.00	2	0.00	
				小学校	1	0.29	1	0.29	
			小計		134	433.92	115	58.06	
		施設緑地の重複				49.39		48.04	
		施設緑地　計			923	1,318.22	852	344.88	
	地域制緑地	法によるもの	河川区域		15	37.10	12	4.84	
			保安林区域		4	480.41	2	1.94	
			地域森林計画対象民有林		1	3,667.14	1	4.71	
			農振地域農用地区域		1	1,501.91	0	0.00	
			史跡		8	28.89	7	26.74	
		条例	環境緑地保護地区		2	5.17	1	2.97	
			自然景観保護地区		1	332.96	0	0.00	
			鳥獣保護区		2	862.00	0	0.00	
		地域制緑地の重複				1,322.93		2.01	
		地域制緑地　計			34	5,592.65	23	39.19	
都市公園　小計					377	617.42	357	172.55	
公共施設緑地　小計					412	316.27	380	162.31	
民間施設緑地　小計					134	433.92	115	58.06	
施設緑地の重複						49.39		48.04	
(A)施設緑地　計					923	1,318.22	852	344.88	
地域制緑地（法によるもの＋条例）　小計					34	6,915.58	23	41.20	
地域制緑地の重複						1,322.93		2.01	
(B)地域制緑地　計					34	5,592.65	23	39.19	
(C)施設緑地と地域制緑地の重複						358.06		31.06	
緑地現況量　総計(A)＋(B)－(C)						6,552.81		353.01	

緑 地 現 況 分 布 図

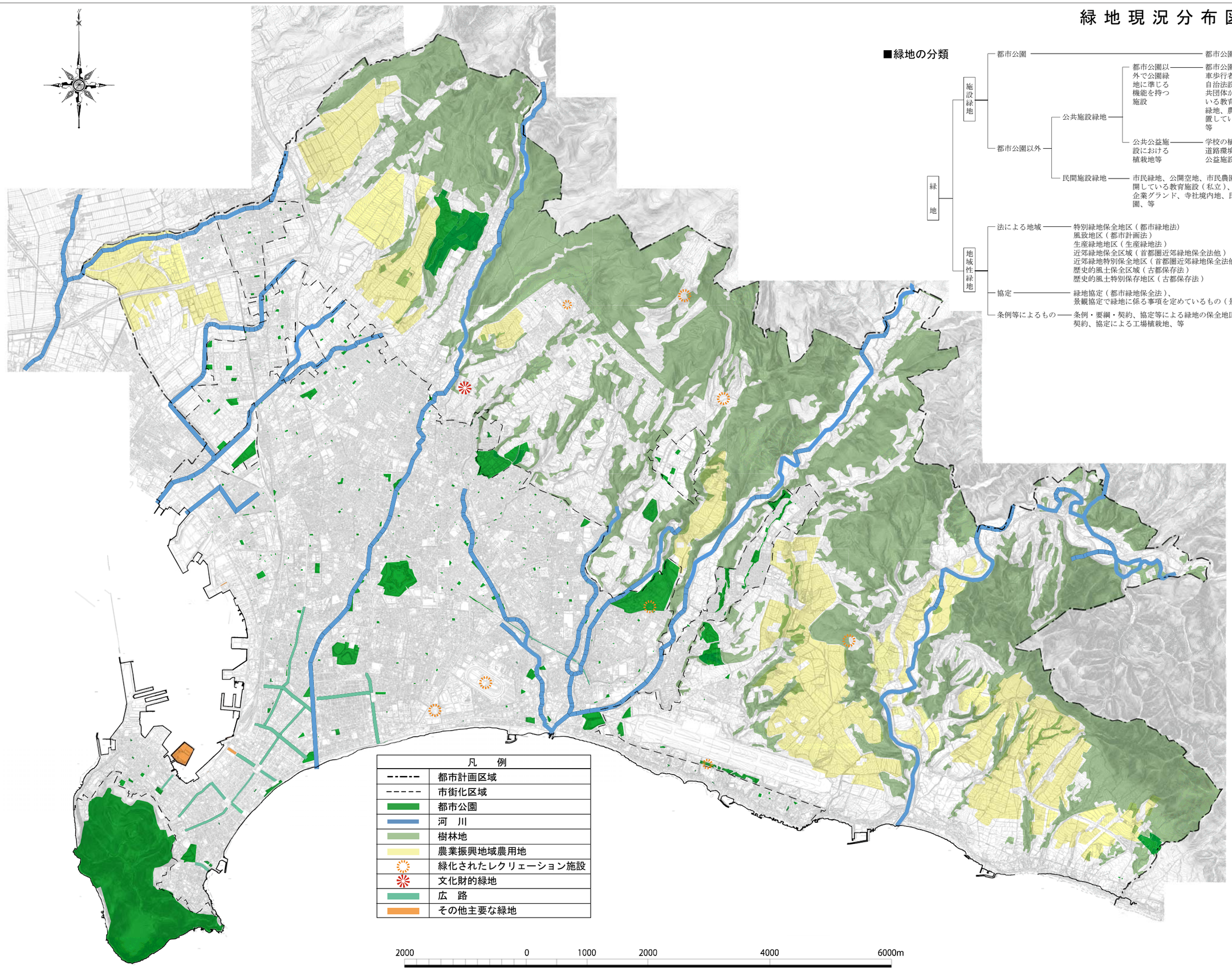

■緑地の分類

- 緑地
  - 施設緑地
    - 都市公園 ― 都市公園法で規定するもの
    - 都市公園以外
      - 公共施設緑地
        - 都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 ― 都市公園を除く公共空地、国民公園、自動車歩行者専用道路、歩行者専用道路、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグランド、こどもの国、等
        - 公共公益施設における植栽地等 ― 学校の植栽地、下水処理場等の附属緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地、等
      - 民間施設緑地 ― 市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外）、一時解放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定を結び解放している企業グランド、寺社境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園、等
  - 地域性緑地
    - 法による地域 ― 特別緑地保全地区（都市緑地法）
風致地区（都市計画法）
生産緑地地区（生産緑地法）
近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法他）
近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法他）
歴史的風土保全区域（古都保存法）
歴史的風土特別保存地区（古都保存法）
    - 協定 ― 緑地協定（都市緑地保全法）、
景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
    - 条例等によるもの ― 条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林他の保存契約、協定による工場植栽地、等

（２）本市の代表的な緑

①　主要な自然系の緑

<table>
<tr><th>名　　称</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><td>ⅰ）函館山緑地</td><td colspan="3">函館山は，火山活動や地殻変動により出現し，海流による漂砂で亀田半島と結ばれ陸繋島となりました。標高約334m，周囲約９kmとなっており，別名「臥牛山」と呼ばれています。1897(明治30)年代から太平洋戦争終結までの約半世紀の間，要塞として利用され，一般市民の立ち入りが禁止されていたことから，自然は良好に保たれており，約600種の植物と約150種の野鳥が分布・生息する自然の宝庫となっています。歴史的な背景により保全された函館山は，2001(平成13)年に「函館山と砲台跡」の名称で北海道遺産に選定されました。
また，函館山は第2回自然環境基礎調査(環境省)において「特定植物群落」に選定，北海道自然環境指針（北海道）に基づく「優れた自然地区」に位置づけられ，さらに「鳥獣保護区特別地区」に指定されています。
1946(昭和21)年，一般市民に開放され，1948(昭和23)年に「函館山緑地」として大部分が都市計画決定されて以降は，市民の憩いの場，レクリエーションの場として広く親しまれ活用されています。</td></tr>
<tr><td>ⅱ）トラピスチヌ修道院周辺</td><td colspan="3">トラピスチヌは，日本で最初の女子修道院であり，1898(明治31）年に創設されました。その周辺は，シラカバ，スギなどの人工林とミズナラなどの自然林，採草地が分布する良好な緑地であり，隣接する「市民の森」とも一体性を有しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ⅲ）北海道自然環境等保全条例に基づく保護地区</td><td rowspan="2">環境緑地保護地区</td><td>亀田松並木</td><td>国道５号のアカマツ並木は1876(明治９)年～1877(明治10)年に植栽され，本市の道路緑化を代表する事例として重要であるとともに，植物学上も非常に貴重なものとなっており，1972(昭和47)年３月25日に指定されました。</td></tr>
<tr><td>陣川樹林地</td><td>新興住宅地内にあって良好な樹林地として，1973(昭和48)年３月30日に指定されました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自然景観保護地区</td><td>笹流水源かん養林</td><td>北海道の中でも歴史のある上水道ダム周辺のかん養林(スギ林)とイタヤカエデ，イチイなどの人工林が分布する良好な緑地であり，1973(昭和48)年３月30日に指定されました。</td></tr>
<tr><td>袴腰水源かん養林</td><td>袴腰岳山腹の横津湿原と周辺の亜高山性自然林や自然草原と一体となった良好な緑地であり，1973(昭和48)年３月30日に指定されました。</td></tr>
<tr><td>ⅳ）後背樹林地</td><td colspan="3">本市の北東部から東央部の丘陵山岳地には，保安林や地域森林計画対象民有林に指定されている緑豊かな樹林が広がっています。これらの緑は，函館山山頂からの眺めを際立たせる豊かな後背緑地となっています。
また，これら後背樹林地には多種・多様な野生動物の生息もみられ，良好な自然生態系を形成しています。</td></tr>
<tr><td>ⅴ）自然公園</td><td colspan="3">本市の東部地区には，恵山道立自然公園があり，多様な高山植物やツツジなどが楽しめる活火山恵山や，汐首岬・日浦岬などの柱状節理が見られる美しい海岸線などで構成されており，1961(昭和36)年６月１日に指定されました。</td></tr>
<tr><td>ⅵ）森林</td><td colspan="3">東部地区の大部分を占める森林は，水源のかん養や山地災害の防止のほか，多様な野生生物も生息しており，生物多様性の保全といった役割も担っています。</td></tr>
<tr><td>ⅶ）農用地</td><td colspan="3">市街地の北部から東部にかけての緩やかな傾斜地には，牧草地や畑地が広がっており，牧草や馬鈴しょ，大根，人参などが栽培されています。</td></tr>
</table>

② 主要な人文系の緑

名　称	内　容	
ⅰ）函館公園	1879(明治12)年に開園した函館公園は，市民の自主的な参加により整備された和洋折衷の公園です。近代日本における都市公園整備の先駆けとしても意義深い公園であり，園内には，明治初期に建てられた博物館建物をはじめ，石川啄木の歌碑や，小さいながら遊園地や動物園も存在します。2006(平成18)年には，文化財保護法に基づく登録記念物「函館公園」に指定されました。	
ⅱ）見晴公園	見晴公園は，素封家岩船峯次郎が1895(明治28)年頃から約30年間にわたり造成した風景式庭園であり，1927(昭和２)年に都市公園として開設されました。天恵の起伏と沢地を活かした雄大な景観を呈しており，特に春の桜，秋の紅葉の時期には，多くの市民が訪れる憩いの場となっています。2001(平成13)年には，「旧岩船氏庭園（香雪園)」の名称で，文化財保護法に基づく北海道唯一の名勝庭園に指定されました。	
ⅲ）市民の森	市域北東部の丘陵地に位置する市民の森は，本市有数の風致環境を有するトラピスチヌ修道院に隣接する総合公園です。1976(昭和51)年の都市計画決定1996(平成８)年に区域を一部変更)以来，シラカバ，スギ等の人工林やミズナラの自然林を活かした樹林地の保全や広場，遊具などの整備を実施しました。道内最大級のアジサイ園があり，約１万３千本のアジサイが植えられています。	
ⅳ）五稜郭公園	1864(元治元)年竣工の五稜郭は，徳川幕府が開港場・箱館の防備強化と蝦夷地開拓を目的として築造した洋式の城塞です。箱館戦争の終結後は，長く陸軍省の練兵場などとして使用されていましたが，1914(大正３)年に公園として一般に開放され，1922(大正11)年には国の史跡に指定されました。1952(昭和27)年には北海道唯一の国の特別史跡に指定され，現在では桜の名所，市民の憩いの場として優れたオープンスペースとなっているほか，2010(平成22)年には箱館奉行所が復元され，堀と石垣を有する名所・旧跡として本市の主要観光資源ともなっています。	
ⅴ）史跡の緑	四稜郭	1934(昭和９)年に国の史跡指定を受けた四稜郭は，1869(明治２)年，旧幕府脱走軍が，五稜郭北方面の防備を固めるために築造した洋式の堡塁です。蝶が羽を広げたような四稜の突角があることから，四稜郭と呼称されています。1990(平成２)年には史跡整備が図られ，歴史性に富んだオープンスペースとなっています。
	志苔館跡	志苔館は，室町時代中期ごろ北海道に渡来した小豪族が居住した記録がある砦状の館です。1934(昭和９)年に国の史跡指定を受けた後，1987(昭和62)年には史跡整備が図られ，歴史性に富んだオープンスペースとなっています。
ⅵ）元町公園周辺	元町公園は，江戸時代以降，箱館奉行所や開拓使などがおかれ，古くから北海道・道南の行政の中心であった場所です。園内には1909(明治42)年建築の旧北海道庁函館支庁庁舎があり，現在では観光案内所として使用されています。1982(昭和57)年に開園し，2006(平成18)年には拡張整備を実施しました。また，元町公園周辺には，旧函館区公会堂や旧イギリス領事館などの洋風建築物が多くみられ，外交文化の名残多い町並みが形成されています。	
ⅶ）啄木小公園	明治末期の短期間，函館に居住した流浪の歌人 石川啄木の座像が函館山を背にして置かれています。1958(昭和33)年開園，1977(昭和52)年国道拡幅により移設され，2005(平成17)年にはバリアフリー化整備を実施しました。	
ⅷ）道南四季の杜公園	四季の杜公園は，2003(平成15)年に一部開園し，2005(平成17)年に全面オープンした道南初の道立公園です。その面積は65.1haあり，津軽海峡を見晴らす丘にはヒースの花壇が広がっています。	

これら主要な緑の位置を次に示します。

代表的な緑の位置

■市街地周辺

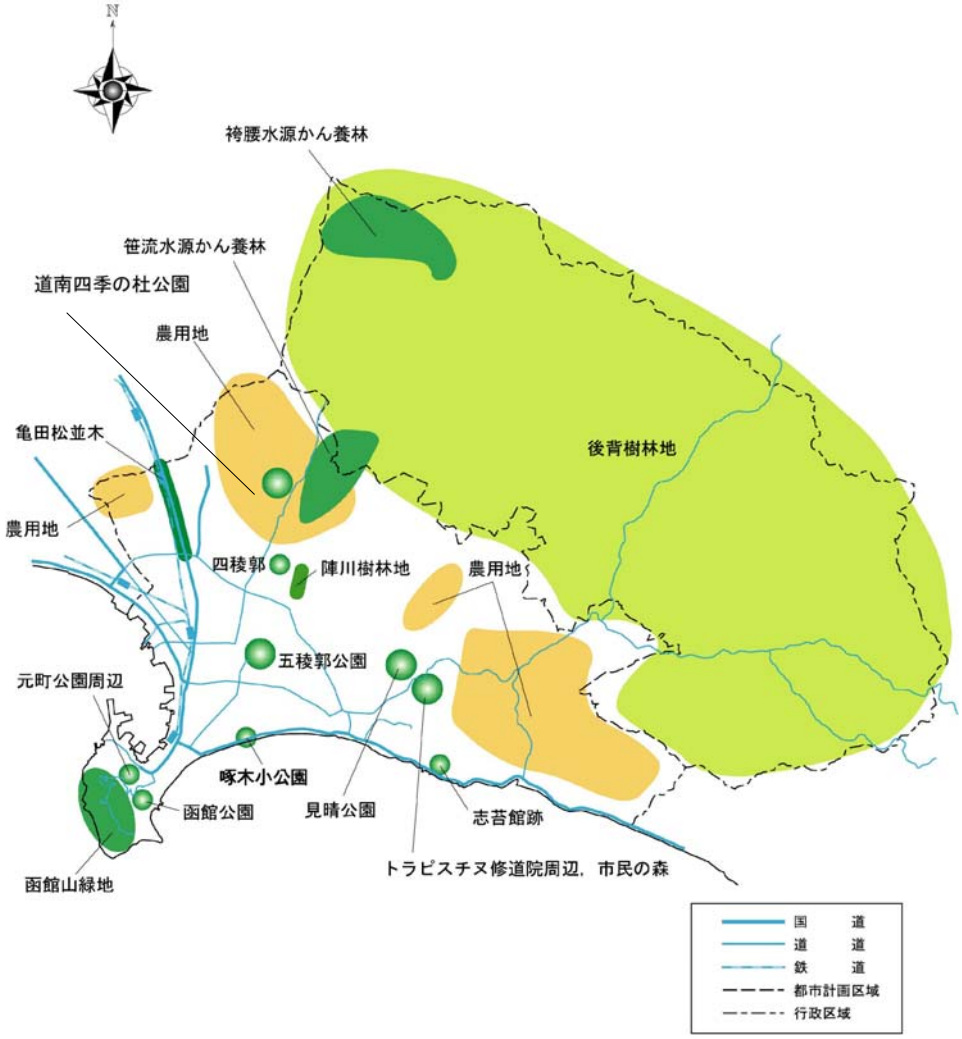

■郊外部分

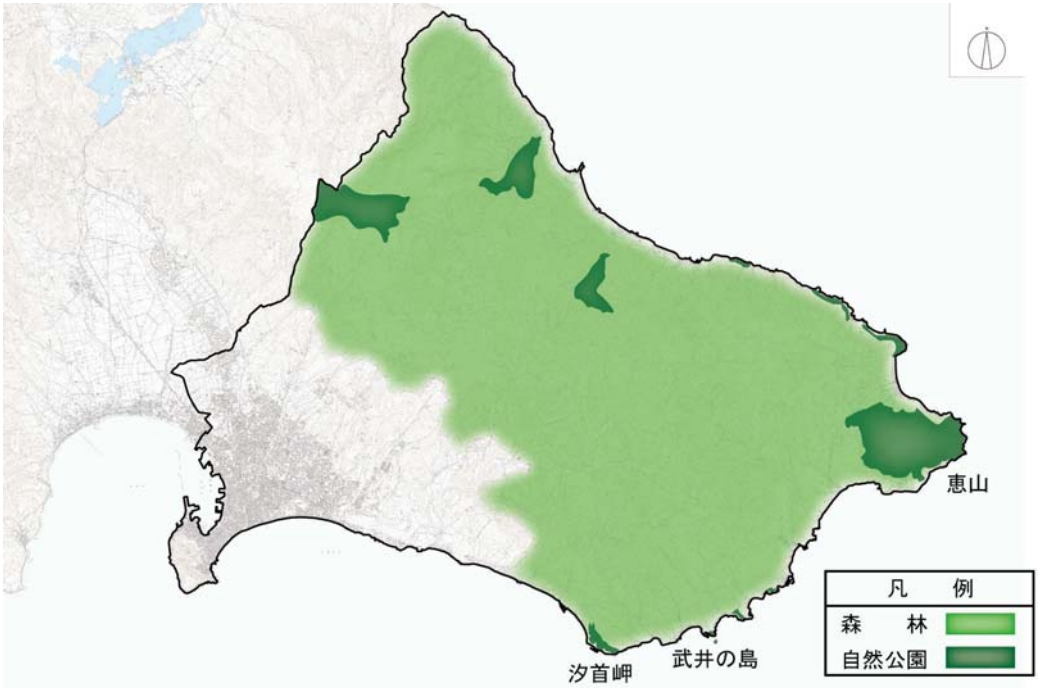

３　前計画の目標達成状況

前計画での目標達成状況と達成状況から抽出される課題は以下のとおりです。

（１）緑を次代に引き継ぐ

前計画策定当時は，都市化の進展により，緑が減少傾向で推移（1986(昭和61)年 65.3％から1999(平成11)年 61.7％）していたことから，「緑」を次代の函館市民へと引き継いでいくために，市民，事業者，行政が協働して，保全や一層の緑化の推進に向けた多様な取り組みを展開していくこととしていました。その結果，緑で覆われた部分の面積割合を示す緑被率は，下表のとおり，計画策定当時に比べて増加している状況（2015(平成27)年 67.0％）となっています。今後も，前計画期間で増加した緑被率を維持していく必要があります。

緑被率の推移

区分		市街化区域	調整区域	都市計画区域
1986(昭和61)年３月時点				
	区域面積(ha)	4,652	9,632	14,284
	緑被面積(ha)	1,296.5	8,034.6	9,331.1
	緑被率(%)	27.9	83.4	65.3
1999(平成11)年６月時点				
	区域面積(ha)	4,652	9,632	14,284
	緑被面積(ha)	832.7	7,986.7	8,819.4
	緑被率(%)	17.9	82.9	61.7
2015(平成27)年７月時点				
	区域面積(ha)	4,986	9,439	14,425
	緑被面積(ha)	1,025.8	8,643.7	9,669.5
	緑被率(%)	20.6	91.6	67.0

減少

増加

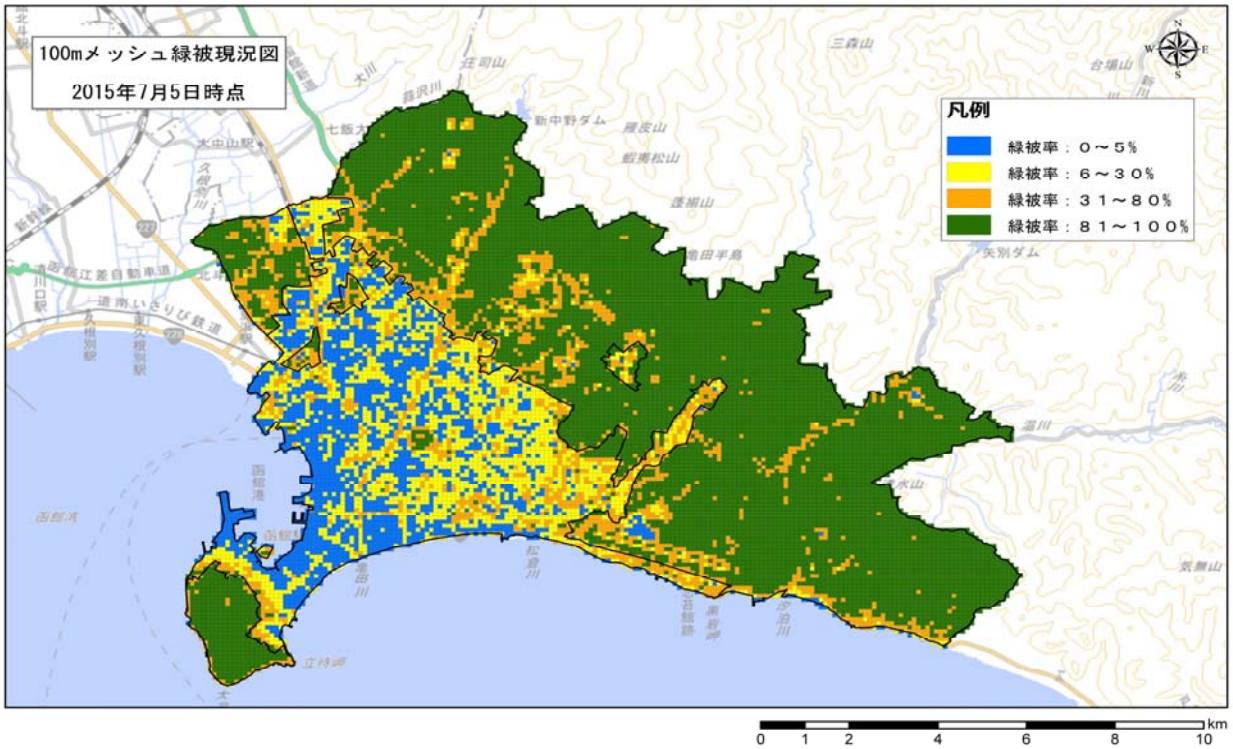

（２）身近な緑を増やす

公園の緑については，前計画策定当時において，計画の最終年次までに，身近な緑である「基幹公園」の面積を市民一人当たり50％増加することを目指していましたが，結果，以下のとおり，30％程度の増加となっており，目標を達成できていない状況です。

しかし，都市公園等の面積で比較すると，一人当たり公園面積については，目標とする24㎡に対し，24.1㎡を確保しており，目標を達成している状況となっています。

今後は，人口減少も相まって，一人あたりの公園面積は増加していくことが予想されますが，現在の公園面積を維持するよう努める必要があります。

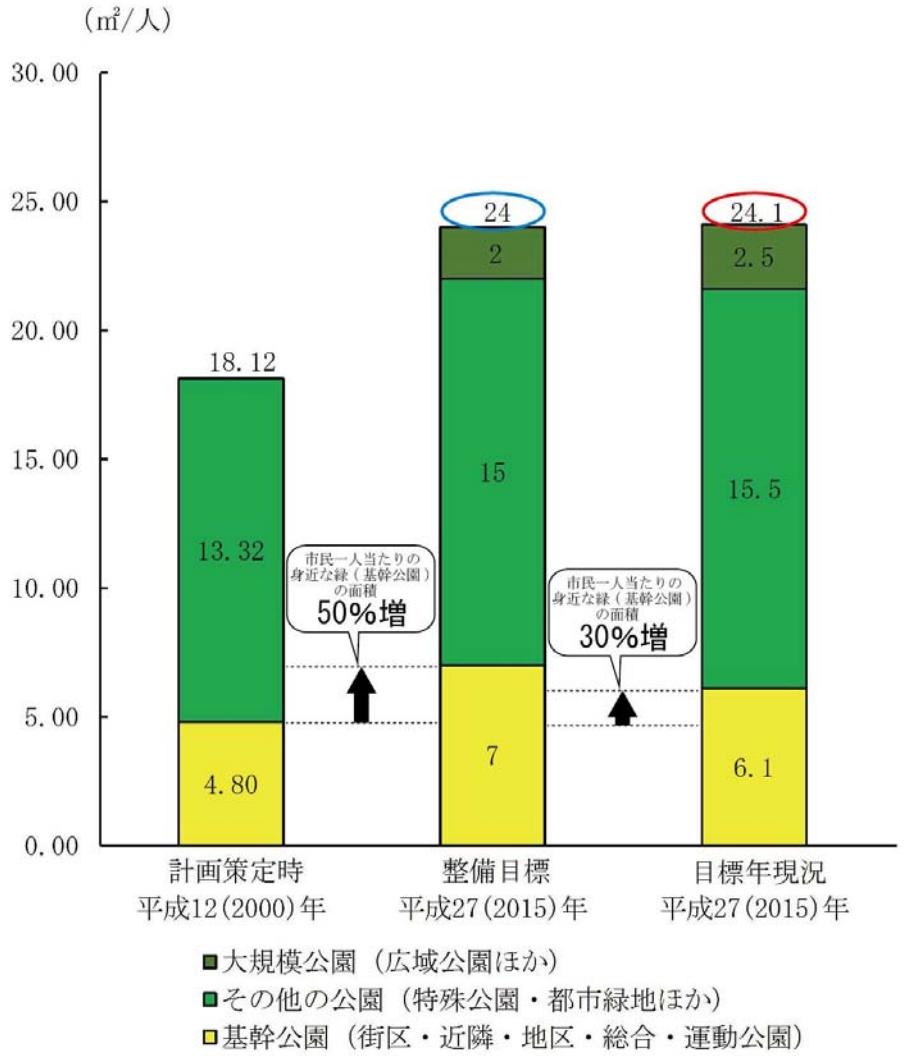

公園種別	計画策定時 2000(平成12)年		整備目標 2015(平成27)年		目標年現況 2015(平成27)年	
	面積(ha)	一人当たり公園面積(㎡/人)	面積(ha)	一人当たり公園面積(㎡/人)	面積(ha)	一人当たり公園面積(㎡/人)
基幹公園(街区・近隣・地区・総合・運動公園)	138.27	4.80	200	7	155.38	6.1
その他の公園(特殊公園・都市緑地ほか)	383.16	13.32	420	15	393.59	15.5
大規模公園 (広域公園)	0.00	0.00	65	2	65.1	2.5
都市公園等 合計	521.43	18.12	685	24	614.07	24.1

※一人あたり公園面積算出時の人口は，計画策定時・整備目標 287,800人，目標年現況 254,300人で算出している。

（３）今ある緑を再生する

前計画策定当時，開設年次の古い公園は老朽化の進行やバリアフリー化などの整備が遅れていたため，利用度の低下を招いていたことから，市民に愛され親しまれる空間としての再生を図ることを目的として，大規模な公園の再整備に取り組むほか，災害発生時の安全確保や福祉・高齢社会への的確な対応を期すため，入口段差の解消などバリアフリー化に取り組むこととしていました。再整備は下表の公園を対象としており，いずれも完了しています。

再整備対象公園

公園名	整備期間	整備内容（主要なもの）
函館公園	2002(平成14)年 ～2009(平成21)年	バリアフリー園路，身障者駐車場，入口段差解消，施設再整備ほか
見晴公園	2002(平成14)年 ～2009(平成21)年	バリアフリー園路，身障者駐車場，入口段差解消，施設再整備ほか
五稜郭公園	2005(平成17)年 ～2010(平成22)年	バリアフリー園路，入口段差解消，施設再整備ほか

今後は，高度経済成長期以降に整備された老朽化施設の長寿命化計画に基づく更新や，施設の維持・管理を計画的に行いライフサイクルコストの縮減を図り，また，健康志向の高まりに応じた幅広い年齢層が利用できる健康器具の設置など，多様なニーズに対応した公園を整備する必要があります。

リニューアル整備

前計画では，開設年次の古い公園の再整備等を実施することとしており，緑の基本計画に記載した整備方針に基づき公園ごとの整備基本計画を策定しました。各公園では，整備基本計画に沿った施設の更新やバリアフリー化が進められました。

○函館公園

1879(明治12)年11月に開園した函館公園は，住民の自主的な参加により造成された公園として，我が国の都市公園史上からも特筆される公園である。当公園については，歴史ある公園の意匠を踏襲しつつ，バリアフリー対応を含めて，総合的な再整備を行う。

（前計画より抜粋）

歴史を踏まえた公園意匠の踏襲

路面にひび割れが発生していた白川橋の補修を実施しました。

動物施設の改修

動物施設のリニューアルや移動ルートのバリアフリー化を実施しました。

○見晴公園

見晴公園は，純日本式庭園として本市の代表する公園のひとつである。当公園は，造成以来90年以上もの年月を経過しており，施設の老朽化が著しいことから，歴史ある公園の意匠を踏襲しつつバリアフリー対応を含めて，総合的な再整備を行う。（前計画より抜粋）

歴史を踏まえた公園意匠の踏襲

古写真を基に，施設の復元整備を実施しました。

バリアフリー対応

園路のバリアフリー化を実施しました。

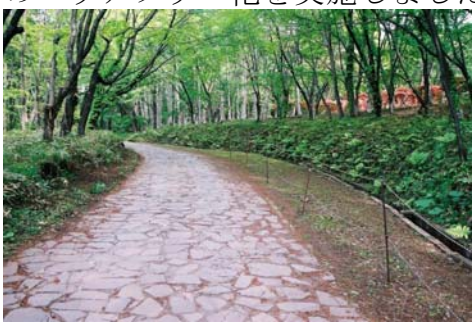

（古写真は，いずれも函館市中央図書館所蔵）

４　緑の現況と課題

（１）良好な自然環境保全に向けた現況と課題

・生態系に配慮した緑のネットワーク化

様々な野生生物が生息する良好な自然環境（ビオトープ）は，大気を浄化し冷涼な空気を供給する源として，また身近な自然とのふれあいの場として，市民にうるおいと安らぎをあたえる快適な空間です。ビオトープ空間については，小動物等の移動距離などを考慮すると，500ｍから1,000ｍおきに拠点となる緑を配置し，これを有機的に連結することで，その機能が格段に高まるとされています。

一方，本市において，ビオトープ的機能が見込める緑については下表のとおりであり，これらの緑について，人と自然との共生に着目した緑のネットワーク化が求められています。

■ビオトープ的機能が見込める主な緑

緑地名	緑地の特性
函館山	・函館山緑地は，かつて要塞として使用され，一般の人々の入山が規制されていたことから，良好な自然環境が残されており，約600種の植物と約150種の野鳥がみられるなど，すぐれた自然を有しているとともに，二酸化炭素や窒素酸化物などを吸収する作用をもたらすなど，冷涼な空気の供給源ともなっています。
山岳地	・市域北部から東部に広がる山岳地の奥地には，ヒグマ，キツネなどの生息が確認され，市街地に近接する地区でも多くの小動物が生息していることから，重要な自然環境緑地として位置づけられます。また，亀田川上流部の山岳地内は，鳥獣保護区として指定されており，野鳥などの生息地としても機能しています。これらの山岳地は，二酸化炭素や窒素酸化物などを吸収する作用をもたらすほか，冷涼な空気の供給源ともなります。
緑豊かな公園	・市街地内に存する函館公園，見晴公園等の都市公園は良好な緑を有しており，これらは昆虫や小動物の生息空間として機能が見込めることから，市街地内の生物生息地や回廊の休憩地として位置づけられます。また，人にとっても市街地内における緑のオアシス的役割を担い，利用者に憩いとうるおいを与えています。
水辺の緑	・本市の市街地は西に函館湾，東に津軽海峡を臨む水際空間に囲まれ，市域内には山岳地を水源とする河川が流れており，水と緑に囲まれている状況にあります。特に，市街地内を流れる亀田川，松倉川，汐泊川，常盤川などの主要な河川およびその周辺に存する河畔林は，緑の骨格を形成するうえで，基軸として位置づけられ，動物の移動の回廊として重要であり，二酸化炭素の吸収などの多様な効果も期待できます。
線的な緑	・大火の復興事業により設置された広路は，古くから発展してきた西部地区および中央部地区に分布しています。広路の植樹帯は，本市独自の景観を醸し出しているほか，防火帯，公園などの多様な機能を有しており，緑の軸としてとらえることができます。 ・国道，道道を中心とした幹線道路は，緑化された中央分離帯や植樹帯により緑の軸が形成されており，河川や広路の中央植樹帯を補完する緑の枝軸としてとらえることができます。

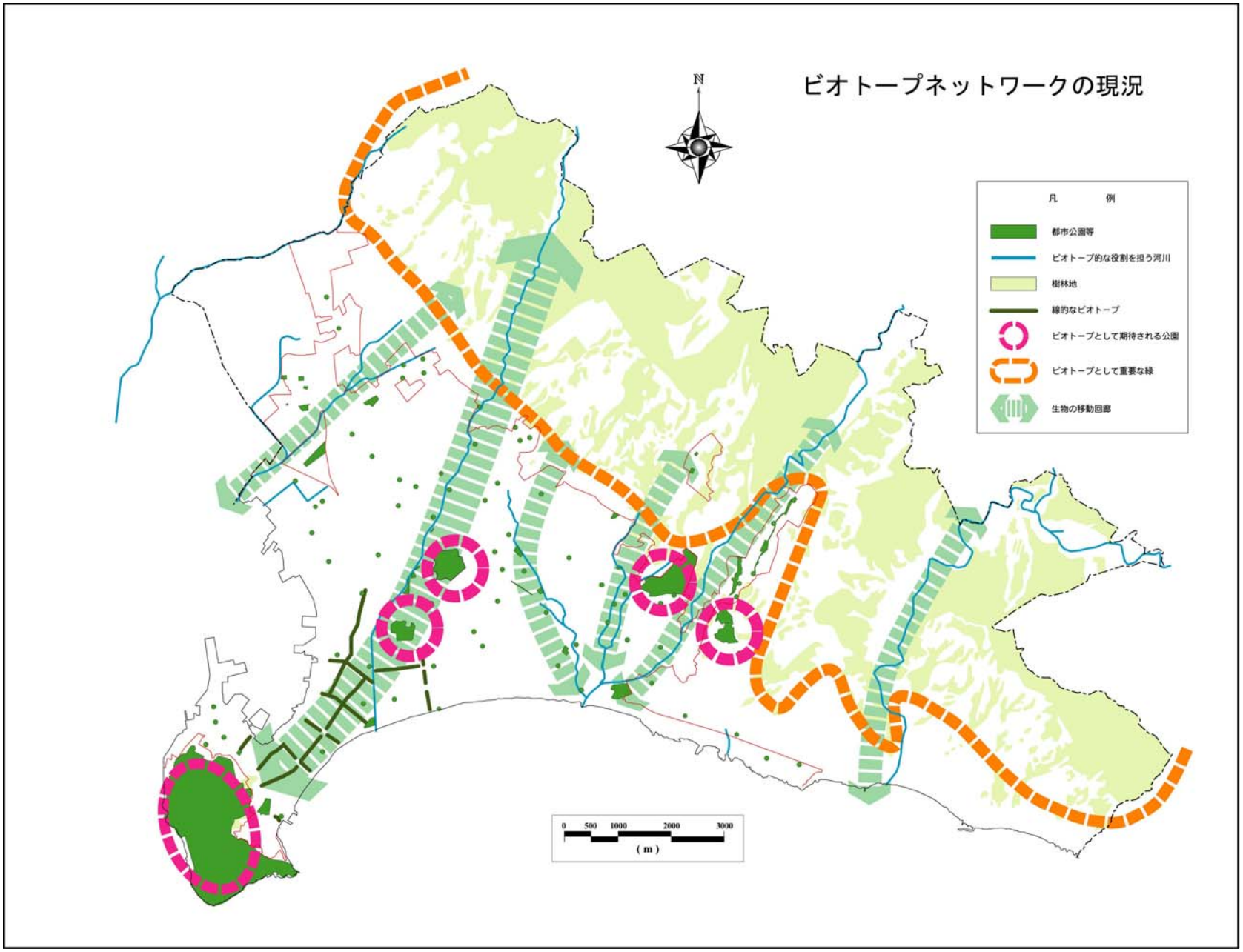
ビオトープネットワークの現況
N
凡　例
都市公園等
ビオトープ的な役割を担う河川
樹林地
線的なビオトープ
ビオトープとして期待される公園
ビオトープとして重要な緑
生物の移動回廊
0 500 1000 2000 3000
(m)

（２）多様なレクリエーション活動の場に向けた現況と課題

・福祉・高齢化社会に対応した公園整備

本市における地区別の高齢者割合をみると，西部地区など古くから市街化が進展していた地区において，特に高齢者割合が高い状況を示しています。

平均寿命の伸長と出生率の低下により，高齢化が確実に進行している今日，高齢者が健康で生きがいをもち，住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を創出することは，今後ますます重要となることから，これら高齢者割合の高い地区においては，高齢者層の利用を十分に考慮した公園機能の更新などを検討する必要があります。

また，全ての人々が安全かつ快適に都市の緑を享受できるよう，今後も公園の段差解消などのバリアフリー化や，利用状況に合わせた施設の設置を検討していく必要があります。

■住民基本台帳人口（2017(平成29)年11月）からみた高齢者割合

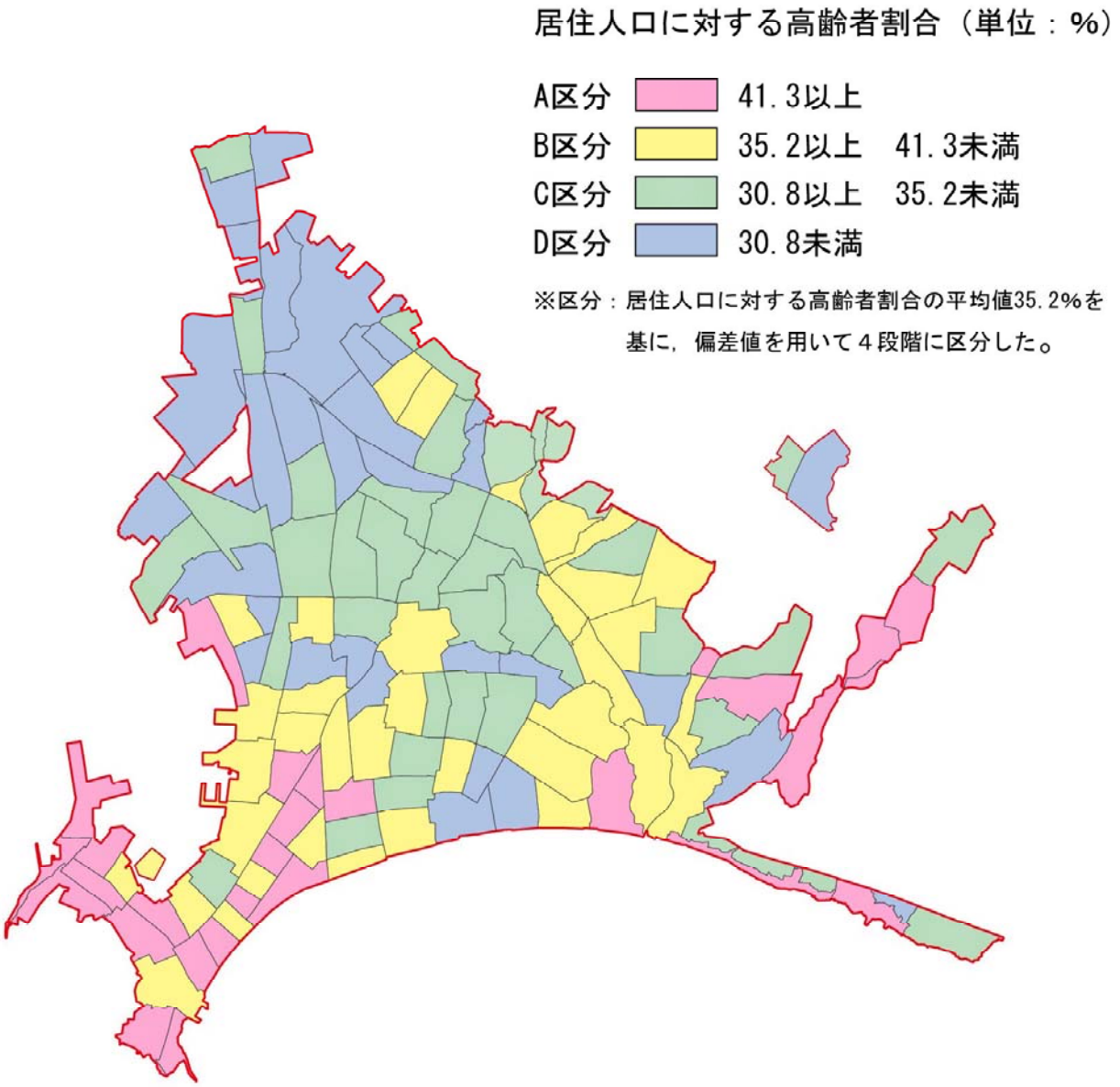

（３）緑を基盤とした安全性の高い都市空間の形成に向けた現状と課題

・防災面を考慮した緑の適正配置

市街地に配置された広路や函館山山麓に存する数多くの坂道は，数次におよぶ大火の経験から，防災面を考慮して系統的に設けられたもので，防火帯として有効に機能していることから，今後ともこの保全に努めていく必要があるほか，延焼防止帯となる施設や避難地・避難所の周辺においては，その機能をさらに高めるため，樹木の防火性に着目した植栽などを検討していく必要があります。

八幡坂（元町）

また，公園など緑のオープンスペースについては，阪神・淡路大震災の例をみると，災害時においては，救助活動や復旧作業の拠点，仮設住宅の設置場所など，被災状況に応じた柔軟な対応が可能となることから，市民の安全確保と，都市防災機能の充実という面からも適正な配置を検討していく必要があります。

（４）緑と都市が調和した景観の形成に向けた現状と課題

・広路や坂道の景観の向上

広路や坂道に植栽されている街路樹は，市民にとっては最も身近な緑であり，美しい都市景観の基本的構成要素として，重要な役割を果たしています。

また，函館山山麓の広路等は当該地区の異国情緒あふれる町並みと道路景観とが相まって，函館独自の歴史性あふれる優れたオープンスペースとなっています。

このため，今後は，街路樹の適正な保全を図り，函館の原風景であるこれら都市景観の魅力を維持するうえからも，良好なオープンスペースを保全していく必要があります。

基坂（弥生町）

（５）都市の魅力と品格の継承に向けた現状と課題

・緑の文化遺産の魅力向上

本市には，五稜郭公園や函館公園など，幕末・明治期における歴史的な事象と深い関わりを有する大規模なオープンスペースが分布しており，なかでも函館山は，明治期から半世紀もの間，要塞地帯として立ち入りが禁止されていたことから，今日では貴重な自然の宝庫となっています。

また，市民の森とトラピスチヌ修道院の周辺部では，近接する樹林地と一体となった良好な景観が形成されています。いずれも市街地内における重要な緑地となっており，まさしく先人から伝承された函館独自の「緑の文化遺産」であるといえます。

旧函館要塞跡（千畳敷戦闘司令所）

一方，トラピスチヌ修道院に代表されるように，これらの「緑の文化遺産」は，周辺部における良好な緑を保全していくことで，さらに魅力が高まることから，今後は，単体レベルでの緑化のみならず，周辺部の緑にも着目した緑化の保全策を検討していく必要があります。

・緑による都市の顔づくり

本市では，北海道新幹線が開業したことにより，これまで以上に国内外からの観光客などが増加傾向にあります。そのため，交流人口の拡大に対応したまちづくりを進めるため，『「ガーデンシティ函館」の実現をめざして』を策定し，歴史と景観に配慮した花と緑にあふれる美しいまちづくりや，既存の観光資源の磨き上げと新たな観光資源の創出などを図ることとしています。

函館駅前広場

この構想では，グリーンプラザや函館山の遊歩道，熱帯植物園の整備などを位置づけており，緑による良好な都市空間づくりが期待される一方で，今後は，これらの事業展開と一体となった緑による総合的な「都市の顔」づくりを検討していく必要があります。

（６）緑の保全・創出と住民参加の実現に向けた現状と課題

・緑化活動の拡大と支援強化

本市における団体等の緑化活動については，町会や奉仕団体，まちづくり団体等において，花壇の整備や除草，樹木の植栽など様々な取り組みが展開されているほか，ボランティアサポートプログラムとして市街地内の主要路線沿道部で展開している「沿道花いっぱい運動」には，50団体（2016(平成28)年度）が，植樹ますへの花の植栽等に参加しています。まちづくりを自らの手で実現させようという，これら住民主体の緑化活動は，今日では都市緑化を推進していくうえでの大きな力となっています。

一方，これらの取り組みの主体となる町会関係者の高齢化が進んでおり，活動に支障を来す状況となっていることから，今後は，地域の多様な団体が緑化活動に自発的に取り組めるような環境づくりを検討していく必要があります。

沿道花いっぱい運動

・公民パートナーシップのシステムづくり

公共の緑に関する管理にあたっては，大規模公園や街路樹は行政が，地域住民が利用する街区公園などは，主に町会委託（2016(平成28)年度実績　57町会296箇所）により実施していますが，対象となる施設の増加にあわせ，管理に要する費用は年々増加する傾向にあります。また，町会委託においては，関係者の高齢化などにより，管理に支障を来す状況となっています。

今後も，市民による緑の管理を展開するためには，緑の管理に関わるボランティアを取り込むなど，市民と事業者，行政が一体となった公民パートナーシップのシステムづくりを検討していく必要があります。

・緑化思想の啓発

市民共有の財産である都市の緑について，より一層の保全を図り，さらなる創出を図るうえでは，行政による取り組みのみならず，市民・事業者の自発的な取り組みが必要です。そのため，緑づくりに関する積極的なＰＲや意識の啓発，イベントなどの充実に努めることが重要となります。

学校花壇

特に，緑化活動の裾野を拡大するためには，幼少期からの取り組みが重要な役割を果たすと考えることから，小中学校における花壇整備など緑化に関する取り組みが優れた学校を表彰するなど，緑を愛し，地域を愛する心を醸成していく必要があります。

第４章　計画の基本方針

【第４章】　計画の基本方針

１　計画の基本理念

基本理念については，前計画の理念を踏襲し，都市環境の維持・保全，レクリエーション活動や都市防災の拠点，良好な都市景観の形成など，多様な役割を担っている本市の「緑」を将来にわたり望ましい姿で保全し，次代につないでいくとともに，なお一層の都市緑化の推進と緑化活動の裾野の拡大等を通じたなかで，市民がこのまちを愛し誇りとする都市づくりをめざすものです。

このため，計画の根幹となる基本理念については，本市における「緑」の現状と課題，複雑化・高度化している「緑」へのニーズなどを十分に踏まえつつ，定住人口の減少，少子・高齢化の進行，都心部の空洞化など，近年における本市の様々な都市問題についても総合的に把握したうえで，

- **市民共有の財産である海・山などの良好な環境や歴史的風土を保全し，後世に継承していくこと**
- **「緑」の遺産と都市の機能とが融合した，うるおいのある良好な都市環境を創出すること**
- **市民，事業者，行政が，良好な都市環境の創出を共有の目標とすること**

などを重視して設定することが重要になっています。

このような考えに基づいて，ここでは『函館市基本構想（2017～2026)』に掲げる「日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します」および『函館市都市計画マスタープラン（2011～2026)』に掲げる「美しくうるおいあふれるまちづくり」を踏まえ

水と緑に包まれたうるおいのあるまちの継承

を計画の基本理念と定めます。

2　緑の将来像

（1）構成要素

緑の将来像の構成要素		
拠点的な緑	緑の拠点	・函館の拠点的な緑地(総合公園などの大規模な公園) 函館山，函館公園，千代台公園，五稜郭公園，見晴公園，市民の森，四季の杜公園など
	地区生活拠点	・中心的な商業地などの地区生活拠点の緑 (函館駅前・大門，十字街，五稜郭，美原，湯の川で構成)
	交流拠点	・広域的な観光・ビジネスなどの交流拠点の緑 (函館駅，函館空港，函館港で構成)
軸的な緑	緑の軸	■緑の都市軸（放射２号線） ・函館山から広域公園までの主要な拠点間を結び，市民の生活環境や生物の生息・生育環境，特徴的な景観形成の中心的な軸 ■緑の環状軸（外環状線） ・緑の都市軸を補完し，市街地を環状する軸 ■緑の交流軸（中環状線，放射2号線，放射3号線など） ・交流拠点間を結ぶ軸 ■緑の緩衝帯（新外環状線） ・都市環境と自然環境を区分するグリーンベルト
	緑豊かな道	・点在する公園やオープンスペースなどの緑を結ぶ軸 (幹線道路の街路樹で構成)
	緑の河川軸	・山麓緑地の自然環境と海を結び市街地を貫流する水と緑の軸 (市街地を流れる河川緑地で構成)
	緑の水際帯	・海と接する緑の軸 (函館港を望むウォーターフロント，津軽海峡を望む函館海岸で構成)
面的な緑	歴史的市街地ゾーン	・元町などの歴史的地区 (歴史的環境と一体となった個性ある緑の整備を図る地区)
	既成商業ゾーン	・大火の復興事業により形成された旧来の市街地を含む既成商業ゾーン（広路などの植樹帯や既存公園緑地などを活かすとともに，再開発などにより新たな公園緑地や街路の整備を図る市街地)
	住商複合市街地ゾーン	・既成商業ゾーンの外側に位置し，旧来の住宅と商業施設が混在する市街地（既存の公園緑地を活かしながら，積極的な民有緑化を図っていく市街地)
	緑豊かな住宅系新市街地ゾーン	・様々な公園やオープンスペースを有し，うるおいとやすらぎに満ちた新住宅市街地（土地区画整理事業や開発行為により計画的に整備された新市街地など，現況風致の維持向上をめざす市街地)
	丘陵の農地ゾーン	・市街地を囲み，丘陵農地と集落が一体となり自然環境と調和したゾーン（市街地外周部の丘陵農地，農村集落地で構成，季節感あふれる田園風景づくりをめざすゾーン)
	山麓緑地	・市域の北東部から東央部に広く分布する自然環境にすぐれた森林緑地 (市域北東部から東央部の山麓森林地で構成。快適な都市環境の維持と生態系の保全をめざすゾーン)

（２）将来構造図

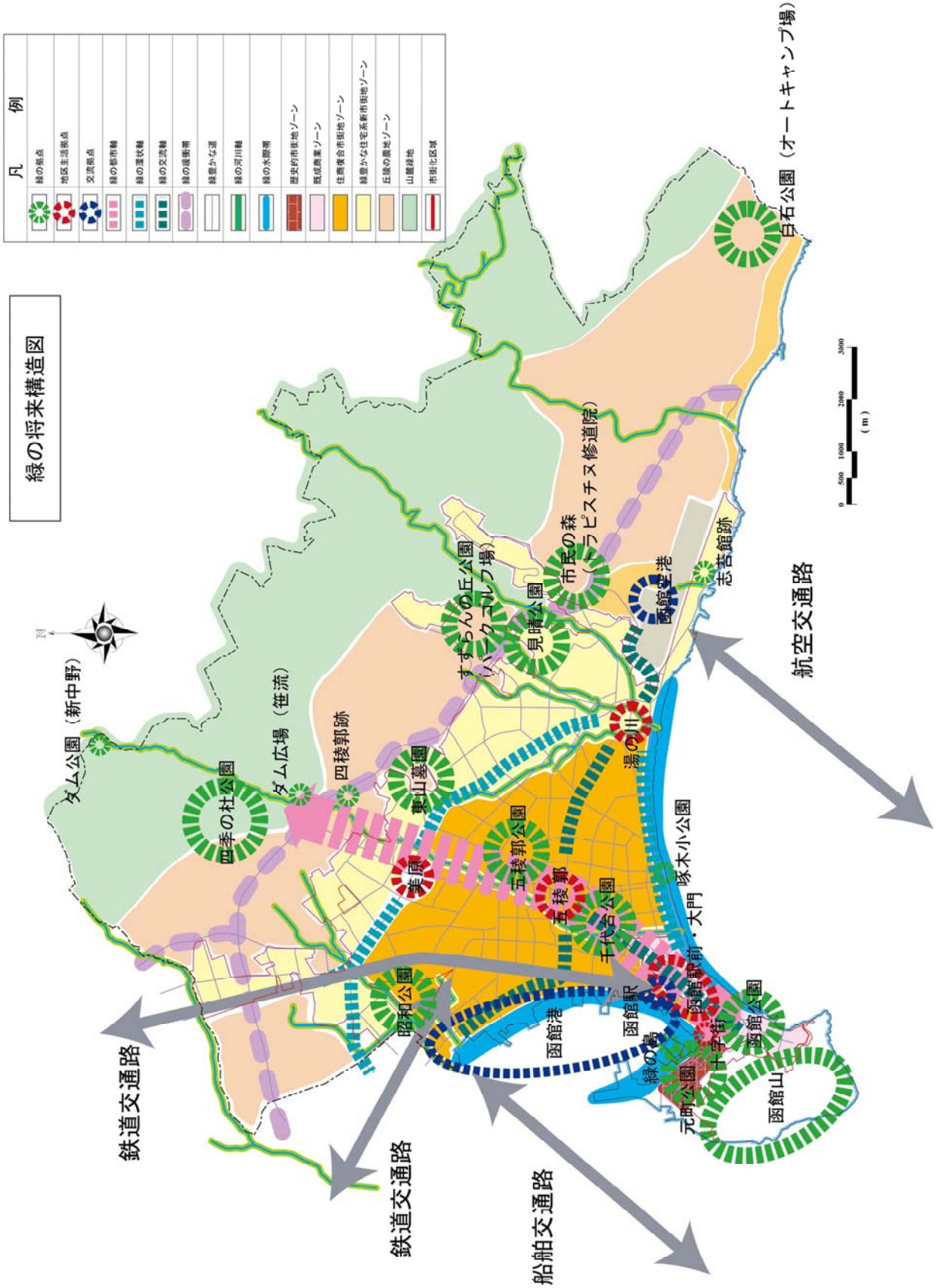
緑の将来構造図
凡　例
緑の拠点
地区生活拠点
交流拠点
緑の都市軸
緑の連続軸
緑の交流軸
緑の緩衝帯
緑豊かな道
緑の河川軸
緑の水際帯
歴史的市街地ゾーン
既成商業ゾーン
住商複合市街地ゾーン
緑豊かな住宅系新市街地ゾーン
丘陵の農地ゾーン
山麓緑地
市街化区域
ダム公園（新中野）
四季の杜公園
ダム広場（笹流）
四稜郭跡
東山墓園
美原
五稜郭公園
五稜郭
千代台公園
すずらんの丘公園（パークゴルフ場）
見晴公園
市民の森（トラピスチヌ修道院）
湯の川
函館空港
志苔館跡
白石公園（オートキャンプ場）
啄木小公園
大門
函館駅前
十字街
函館公園
函館山
元町公園
緑の島
函館駅
函館港
昭和公園
鉄道交通路
鉄道交通路
船舶交通路
航空交通路
0 500 1000 2000 3000
（m）

３　郊外に広がる緑の基本的な方向性

本市の都市計画区域外縁に広がる後背樹林地や旧４町村の区域は，主として森林と海岸沿いの漁業集落で形成されています。これら郊外に広がる緑については，以下に方針を示します。

区　域	方　　針
森林区域	森林区域については，水源のかん養や土砂流出の防止などの公益的機能の維持・増進を図るため，その保全に努め，特に，保安林や水道水源域の森林については，適正な管理・保全に努めます。
自然公園区域	自然公園区域には，恵山道立自然公園に指定されている恵山や汐首岬，武井の島などがあり，これらの優れた自然環境や景観に優れた場所の保護や観光資源としての魅力の確保に努めます。
公園等区域	公園施設が配置されている戸井ウォーターパーク，恵山つつじ公園，ふるさと文化公園など，既に整備が完了している公園については，適切な維持管理に努めます。

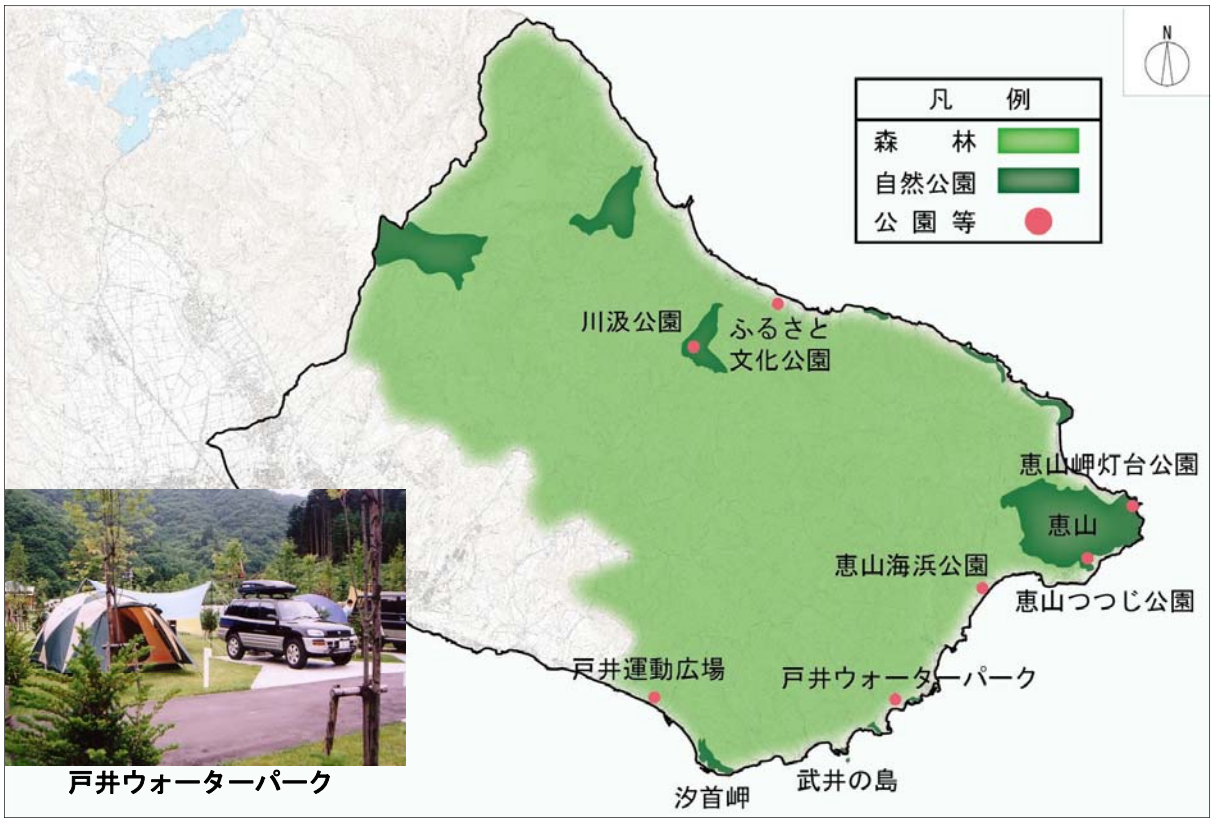

郊外の緑の配置

恵　山

ふるさと文化公園

恵山岬灯台公園

４　計画の目標

今回の改定では，まちづくりの基本方針が既存ストックを活用した集約型都市構造への大きな転換を目指すなか，これまでの「緑を次代に引き継ぐ」という目標に加え，整備等により拡大した「都市公園面積を確保」し，適切に維持管理すること，また，なお一層の緑化活動の裾野の拡大を図るため，フラワーマスターやボランティアなどの「緑化活動の人材育成」を行っていくことで，基本理念の実現に向けた各種施策に取り組むものとします。

目標１　緑を次代に引き継ぐ

緑被率については，前計画における目標値を達成していますが，今後も，確保した「緑」を減らさず，次代の函館市民へと引き継いでいけるように，都市公園など公共の緑はもちろん，商店街や住宅地など民有地の緑についても，市民，事業者，行政が協働して，保全や緑化の推進に向けた取り組みを展開していくものとします。

目標２　都市公園面積の確保

都市公園については，現在，面積が一定量確保されていることや，今後の人口減少を考えると，一人当たりの都市公園面積が増加していくことが想定されますが，今まで先人が営々として築き上げ，良好な環境を提供してきた都市の緑の代表である都市公園は，緑豊かなまちを実感できる指標となっていることから，現在の面積を守っていくものとします。

目標３　緑化活動の人材育成

現在，主要な公園や道路では，ボランティア等を活用した植栽などの美化活動や公園内のガイドが行われていますが，参加者の高齢化などを理由に活動が縮小している状況にあります。

今後は，市民や活動団体，事業者などが，より気軽に関わっていけるような仕組みや，活動できる人材を育成するなど，緑の創出等に取り組む活動を継続・充実していくものとします。

５　計画の基本方針

緑の現状と課題および計画の基本理念を踏まえ，本市の緑の将来像を実現していくための基本方針を次のとおり設定します。

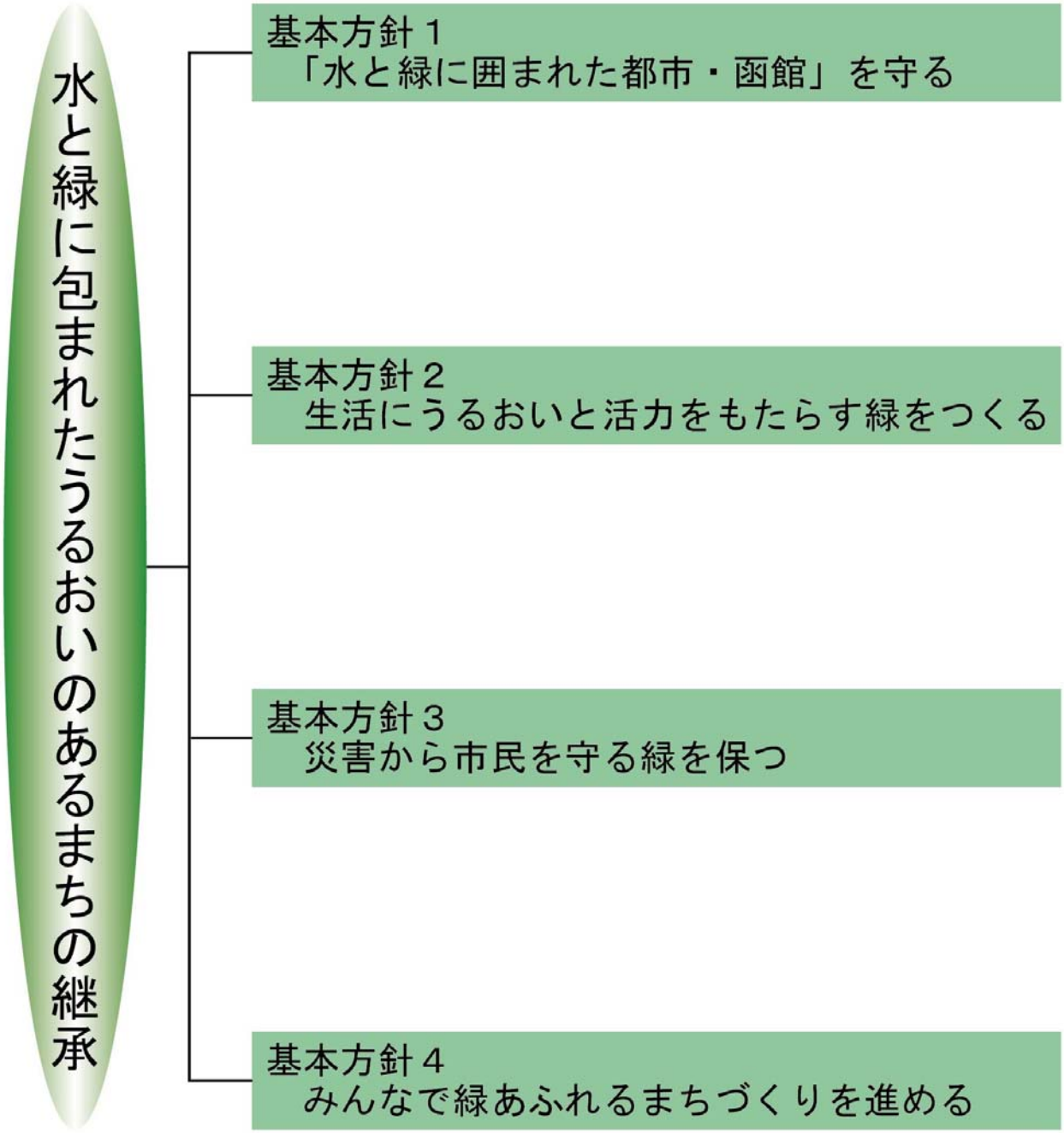

基本方針１　「水と緑に囲まれた都市・函館を守る」

函館山山頂からの眺望

函館山から見下ろす市街地は，函館港と津軽海峡に挟まれて扇状に広がり，眼下には函館山の緑，対面の丘陵・山岳地には良好な樹林が形成されており，各所に坂道や広路が緑の軸線として，連続している状況が一望できます。まさしく本市は，海の緑と山の緑に囲まれたまちといえます。

これらの緑は，良好な都市環境を支えるものとして機能しているほか，野生生物の生息環境や移動経路として，さらには，地球環境の保全という面からも重要な役割を果たしています。

トラピスチヌ修道院

また，日本初の国際貿易港として，海外に門戸を開いた函館には，独特の異国情緒を醸成する歴史的建造物に付随する緑のオープンスペースがあり，本市の「魅力」と「品格」を構成する貴重な財産となっています。

これら良好な緑は，先人が大地を耕し，種を植え，水をまき，陽をあて育て上げてきた社会資本であり，その結果として現在，市民一人ひとりが，緑に囲まれた都市・函館を享受しています。

こうした良好な緑を保全し，将来にわたり健全な姿で継承していくことは，人と自然との共生が求められている今日，現代社会に生きる我々の責務であることから，今後ともこの適正な保全に努めていくものとします。

基本方針２　「生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる」

見晴公園 中央広場

緑は，生活にうるおいと活力をもたらすものとして，市民の快適な生活には欠かせない要素であり，都市化の進展などによってもたらされたストレスの多い現代社会にあっては，時に人間性回復の「癒やし」の場としても，重要な役割を果たすものとなります。

また，平均寿命の伸長と出生率の低下により，高齢化社会が確実に進行している今日，戸外で多くの緑と接する機会を創出することは，市民の健康増進のみならず，希薄化しつつある地域コミュニティの回復を図るうえからも，特に重要となっています。

このため，日常生活において目にする機会の多い公園などの「身近な緑」について，現況量を維持していくほか，市民の緑に関するニーズが多様化し，高度化しているなかで，緑が市民一人ひとりにとってより一層親しみやすい空間となり，各々のライフスタイルに応じて健やかな心と体を育むことができるよう，質的な充実にも取り組んでいくものとします。

基本方針３　「災害から市民を守る緑を保つ」

東雲広路の緑樹帯

本市は，古くから数次におよぶ大火を経験してきた都市です。

この大火を契機として，市街地内には，都市計画の手法により全国的にも早い時期に，地区を防火ブロックで仕切る坂道や広路が設けられており，今日これらは本市の緑の景観を特徴づける貴重な財産となっています。また，公園などの緑のオープンスペースについては，災害時においては避難地や，復旧拠点として機能するなど，地域防災に重要な施設として位置づけられているほか，傾斜地の樹林については，土砂災害等の防止に大きな役割を果たしています。

このように，市民の財産を保全し安全を確保していくうえでは，緑の担うべき役割は大きいことから，今後とも，防災面に配慮した都市づくりという視点から，緑の保全に努めていくものとします。

基本方針４　「みんなで緑あふれるまちづくりを進める」

緑豊かな都市環境は，先人が営々として築き上げてきた結果として，また市民一人ひとりの様々な取り組みが積み重ねられた結果として生み出されたものです。

こうした社会資本であり，市民共有の財産である都市の緑については,行政のみならず,等しく良好な都市環境を享受している市民,事業者が力をあわせて，守り育てる必要があります。

今後は，市民の緑づくりへの参加意欲を積極的に取り込むため，緑化活動への支援や住民参加のプログラムづくり，さらには緑化思想の啓発などを視野に入れたシステムを構築し，公共空間のみならず，各戸の庭先から商店街・工場に至るまで，緑あふれるまちづくりを「協働」して推進していくものとします。

ボランティアサポートプログラム

花のパートナー事業

第５章　実現のための施策

【第５章】　実現のための施策

前章で示した計画の基本方針に基づき，次のとおり将来像実現のための施策を設定します。この施策の推進にあたっては，「ガーデンシティ函館」の主要施策にある「花と緑あふれる美しいまちづくり」と連携を図りながら取り組みます。

基本理念
水と緑に包まれたうるおいのあるまちの継承

- **基本方針１**
  「水と緑に囲まれた都市・函館」を守る
  - １－１　拠点となる緑環境の保全
  - １－２　水と緑のネットワークの確保
  - １－３　函館特有の緑の魅力確保
- **基本方針２**
  生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる
  - ２－１　身近な緑の再生・活用
  - ２－２　多様なニーズに対応できるオープンスペースの充実
  - ２－３　公共空間の緑化による良好な都市景観の保全
- **基本方針３**
  災害から市民を守る緑を保つ
  - ３　防災面に配慮した緑の保全
- **基本方針４**
  みんなで緑あふれるまちづくりを進める
  - ４－１　民有地の緑のボリュームアップ
  - ４－２　緑化に向けた意識の高揚
  - ４－３　協働による緑のまちづくりの推進

基本方針１　「水と緑に囲まれた都市・函館」を守る

１－１　拠点となる緑環境の保全

広大な丘陵地

市域の北東部から東部に広がる山岳地や市街地と山岳地の間に広がる丘陵地に分布する樹林地など，本市の都市環境の保全に大きく寄与している価値の高い樹林地については，保安林など現行制度を活用し，今後とも適正に保全していきます。

また，農地については，山岳地の緑と同様に緑の豊かさを感じることのできる，市街地の後背緑地として位置づけられることから，良好な環境と風景を保全していきます。

１－２　水と緑のネットワークの確保

市街地内の公園や河川，街路樹，広路などは，良好な住環境をもたらす重要な緑であることはもちろん，様々な野生生物の生息場所や山岳地・丘陵地と海とを結ぶ移動経路としても機能することから，都市公園などの緑空間や河川，街路樹，広路などを保全し緑のネットワークの確保に努めます。

■ビオトープネットワークのイメージ

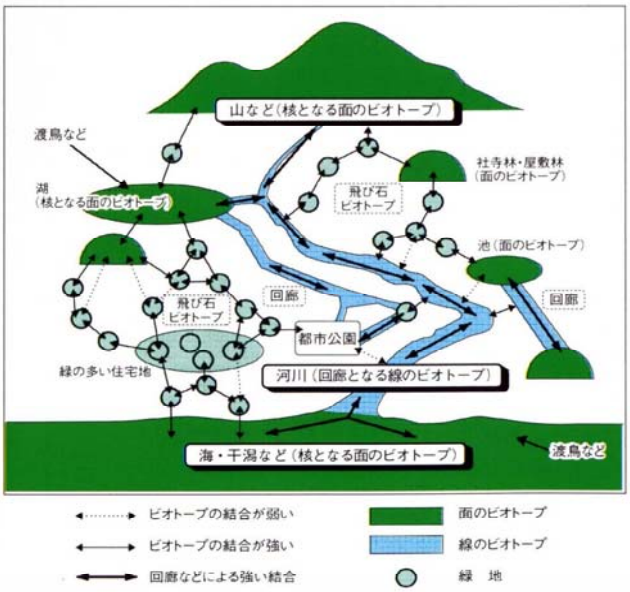

１－３　函館特有の緑の魅力確保

函館山山麓部に存在する教会や洋風建築などの歴史的建造物や，五稜郭公園，函館公園，見晴公園などについては，函館の歴史を今に伝える函館独自の貴重な財産であり，市街地内における良好なオープンスペースとして重要な役割を果たしていることから，今後とも適切に緑を保全し，緑による総合的な魅力の確保に努めます。

元町公園

函館公園

見晴公園

基本方針２　生活にうるおいと活力をもたらす緑をつくる

２－１　身近な緑の再生・活用

①　都市公園の改修・再整備

市内の公園は，老朽化した施設が増加しており，維持管理には，多額の費用を要することが見込まれていることから，今後，計画的なリニューアル整備や維持補修を行い，ライフサイクルコストの低減を図ります。

また，将来にわたり安全で安心な公園機能を確保するため，公園施設の点検管理および更新計画を定める長寿命化計画を推進します。

遊具点検状況

具体的施策

緑に関する技術研究

老朽化した公園施設の補修や緑のリサイクルなど維持補修・管理技術の研究を進め，維持コストや環境負荷の低減を図ります。

緑のデータベースの作成

緑の管理の迅速化・適正化を期すため，公園・街路樹情報などのデータベース化を推進します。

②　未整備公園等の検討

未整備の公園や市民のニーズに対応できていない公園については，周辺の公園配置状況や利用状況など，地域の特性に合わせた見直しを検討するとともに，公園の整備状況や機能の分担を検討した上で，コンパクトシティの考え方を踏まえ，既存施設の活用や統廃合，見直しなどを進めます。

また，未整備の公園について，町会など公共的団体等から使用の申し出がある場合は,用地の貸し出しにより，有効活用を図ります。

未整備公園の活用例（青柳町会）

具体的施策

未整備の公園用地の活用

未整備公園の用地については,「函館市帰属公園の使用に関する取扱い要綱」に基づき，遊具等を設置するまでの間，町会・老人クラブなど公共的団体等へ貸し出し，有効活用を図ります。

③　河川緑地の有効活用

河川は，多様な生物の生息環境として重要な空間であるとともに，市民にとっては，良好な都市環境を構成する重要な要素ともなっていることから，安全性を十分に考慮したうえで，河川用地等を親水性の高いレクリエーション空間として保全します。

鮫川遊水地

④　函館海岸の魅力向上

市民が親しめる水辺空間を創出するため，「函館海岸整備構想」に基づき，拠点となる緑地と海岸沿いを回遊できる散策道などの整備を検討します。

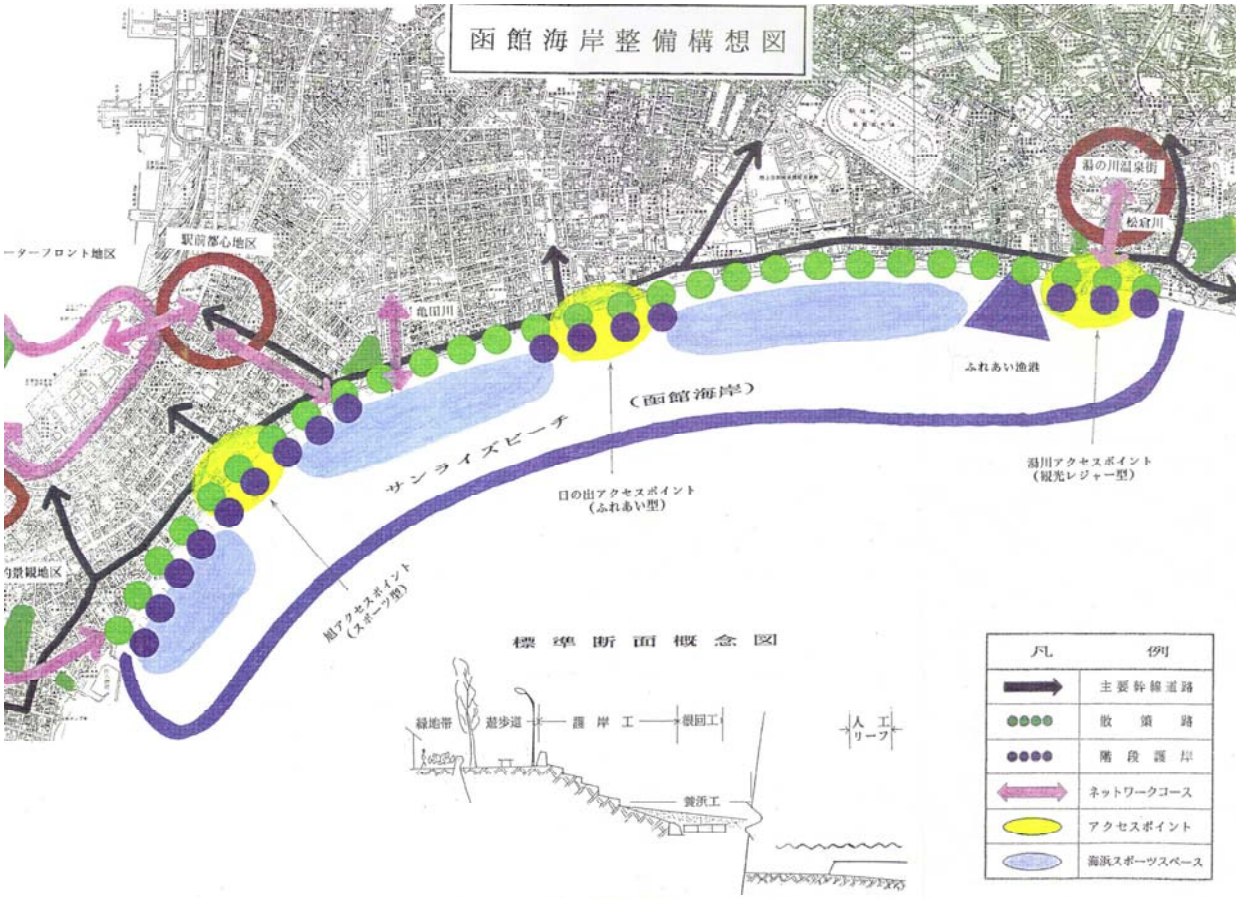

２－２　多様なニーズに対応できるオープンスペースの充実

①　都市公園のユニバーサルデザイン化

公園利用にともなう障害を取り除き，高齢者，障がい者を含むすべての人々が安全に緑の空間を享受できるよう，都市公園のユニバーサルデザイン化を検討します。特に，公園の出入り口や園路の勾配や段差，トイレなどの附帯施設について，改築・更新の必要が生じた際には，車いす利用者等に十分配慮するよう努めます。

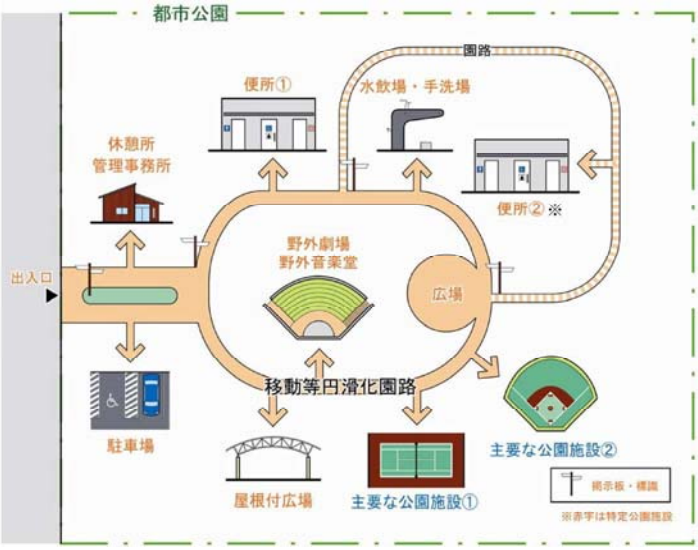

移動円滑化園路概念図（国交省ＨＰより）

②　ニーズの多様化に対応した公園づくり

都市公園は，これまで，子どもを中心の遊び場として整備が進められてきましたが，近年，少子高齢化時代を迎えたことで，利用形態も変わってきており，公園に求められるニーズも変化していることから，地域の実情を踏まえ，健康器具の配置など，幅広い年齢層が楽しめる公園づくりを検討します。

健康器具（昭和公園）

２－３　公共空間の緑化による良好な都市景観の保全

①　街路樹による都市景観の保全

街路樹は，都市の緑のなかでは最も身近な緑であり，美しい都市景観を形成するうえでは，欠くことのできない重要な要素となっていることから，枯損木の更新や空き桝への補植など，今後とも適正な維持・保全に努めます。

桜ヶ丘通（柏木町）

②　魅力的な坂道景観の確保

函館山山麓の坂道は，港と市街地を展望できる優れた景観構成要素であり，主要な坂道においては，石畳舗装と系統的な街路樹植栽を展開してきたことから，今日では，函館の原風景として観光的にも人気の高い良好なオープンスペースとなっています。

このため，今後ともこうした財産を守り，魅力あふれる都市景観の確保に努めます。

基坂（元町）

③　公共公益施設の緑化

官公庁や学校，病院などの公共公益施設については，いずれも市街地内の主要地区に位置し，大きな面積を有しており，都市景観を構成するうえでは重要な要素となっていることから，その緑化に努めます。

函館アリーナ前

基本方針３　災害から市民を守る緑を保つ

３　防災面に配慮した緑の保全

①　防火帯となる緑の保全

本市には，大火の復興事業により系統的に設置された坂道や広路があり，これらは火災の発生時には延焼遮断帯として機能する重要な緑となっていることから，今後とも，適正な保全に努めます。

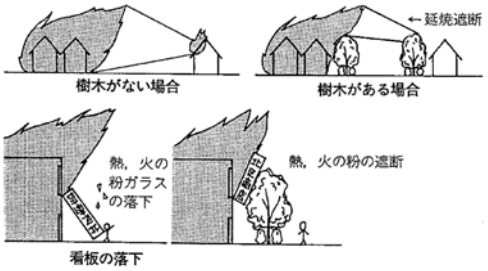

街路樹の延焼防止効果
（まちづくりキーワード事典）

②　土砂災害抑制につながる緑の保全

急傾斜地などにおける土砂災害や市街地内での低地水害を抑制する機能を持つ急傾斜地や山すその樹林地などについて保全に努めます。

③　避難路・避難地の確保

災害発生時において市民が安全に避難できるよう，避難地となる公園や避難路として機能する広幅員道路の防災面に配慮した樹木の保全に努めます。また，防災機能の拡充を進めるため，関係機関や関係部局との連携，協力体制の強化を図ります。

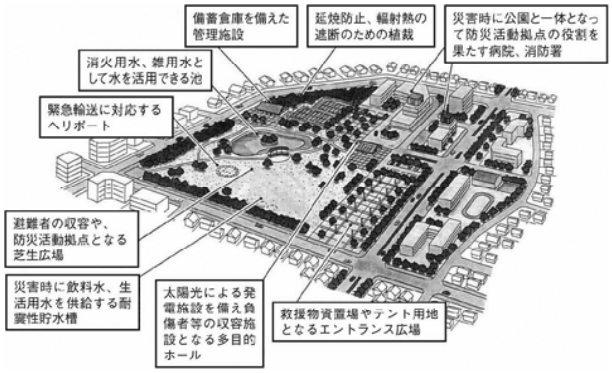

防災公園イメージ（国交省ＨＰより）

基本方針４　みんなで緑あふれるまちづくりを進める

４－１　民有地の緑のボリュームアップ

民有地での緑化を進めるため，毎年，緑の週間に実施している苗木の無料配付事業や，保存樹木等の指定を継続するとともに，各戸で行われているガーデニングのさらなる普及に向けて，花と緑づくりに関する講座等の開催に取り組みます。

また，商業地については，幹線道路沿道の植樹桝の緑化活動を官民協働により進めてきましたが，今後も商店街や町会とともに，沿道花いっぱい事業等により地域の緑の保全・創出を進めて行きます。

苗木の配布

幹線道路沿道での植栽

具体的施策

緑の週間事業

都市緑化の推進を図るため，「緑の週間」に，市民記念植樹や出生記念苗木配布，学校植樹などを行います。

保存樹木等の指定

都市の美観を維持するために保存樹木等を指定し，保存費用の一部を助成します。

花と緑づくりに関する講座等

花と緑と自然に親しむ機会を提供するため，市民ニーズに対応した講習会・講座等を開催します。

市民記念植樹

４－２　緑化に向けた意識の高揚

①　学校教育における緑化活動の推進

次の世代を担う子供たちの緑を愛する心を育むため，緑に関する教材の作成，緑の専門家や専門職員の派遣を行うなど，学校教育において緑化活動が効果的に展開されるよう，取り組みを進めます。

学校花壇

具体的施策

学校花壇等の緑化活動

学校における花壇の整備や緑に関する体験学習等を実施し，緑化活動の裾野の拡大を図ります。

緑の副読本の配布

最も感受性豊かな小学生の段階において，緑化意識の啓発を図るため，緑に関する教材を作成し，市内の小学３年生全員に配布します。

緑の副読本

②　緑化顕彰制度の充実

自主的な緑化活動をたたえるとともに，より一層民有地等の緑化活動を促進するため，花と緑の表彰制度を検討します。

③　緑に関するイベント・ＰＲの充実

花と緑のまちづくりを推進するためには，緑に対するより一層の市民意識の高揚が求められることから，今後とも公園におけるイベントの開催や，各種講座を実施します。

緑化活動団体の表彰

具体的施策

ホームページの開設

インターネットを利用して市内の代表的な緑などを広くＰＲするとともに，緑づくりに関する情報提供と情報収集などを行います。

パンフレットの製作

市民による緑化活動の裾野を拡大するため，公園や緑に関する様々な技術等を幅広く紹介するパンフレットを作成します。

公園フェスティバル

公園情報誌の発行

緑化イベントや緑化施策のＰＲを図るため，公園情報誌等による情報提供を進めます。

花と緑のフェスティバルや講習会等の開催

花と緑のまちづくりを推進するため「花と緑のフェスティバル」等を継続して開催するほか，市民の緑づくりの「きっかけ」となるよう，花と緑に親しむ機会を提供するため，市民ニーズに対応した講習会・講座等を開催します。

花と緑のフェスティバル

④　緑の専門家の育成

市民からの緑に関する相談や学校等からの人材派遣要望に応えるため，専門的知識を有する人材を育成します。また，各種講座への受講者を，緑の専門家として育成・活用することを検討します。

アレンジメント講座

具体的施策

フラワーマスター等の育成

フラワーマスターの育成・充実を図るとともに，地域の園芸相談員として町会・学校等に紹介し，花壇づくりや緑づくりのアドバイスを行います。

ボランティアの育成

主要な公園に，市民の憩いの場としての活用促進や自然環境の保全を図るため，園内の管理や案内，マナーを指導する，ボランティアを育成・配置します。

ボランティア活動（市民の森）

⑤　計画への市民参画

緑に関する計画等は，市長の諮問に応じて緑化の推進について審議する「函館市緑化審議会」や身近な緑の創出や管理などについて協議する「函館市緑のパートナー会議」を活用し，市民や関係機関の意見を踏まえたうえで実施します。

緑のパートナー会議

４－３　協働による緑のまちづくりの推進

①　多様な主体による公共の緑づくり・緑の管理

街区公園等の小規模な公園の維持管理については，町会など地域住民の協力を得ながら適正管理に努めます。また，管理を継続していくための担い手の育成や，その支援などを検討し，市民，事業者，行政がそれぞれの役割を分担し，パートナーシップによる緑づくりを推進していきます。

具体的施策

公共花壇等の緑化

公共花壇等の緑化により，都市の景観および市民の緑化意識の向上を期すため，市民との協働による植栽活動を行います。

公共花壇等の緑化

企業や団体による緑化

緑化活動の啓発と拡大を期すため，緑化事業に協賛する企業の出資による花壇を整備します。

企業花壇による緑化

② 緑化団体の活動への支援

緑づくりに関する団体等の様々な取り組みは，今日，緑あふれるまちづくりを推進していくうえでの大きな力となっています。ボランティア思想に基づくこれら社会的活動が，市民の自発性に基づき，今後さらに充実・発展していくためには，活動に対する行政などの支援が特に重要と考えらることから，緑化活動を行う団体などに対する支援策を継続・検討します。

具体的施策

ボランティアサポートプログラムによる道路緑化の推進

道路の清掃や美化活動を目的とするボランティア団体と，道路管理者，市の３者が協定を結び，団体に対し花苗や資材を提供し，道路の緑化を進めます。

ボランティアによる道路緑化

参考資料

１　計画策定までの経過
２　函館市緑のパートナー会議
３　函館市緑化審議会
４　用語解説

１　計画策定までの経過　（平成30年11月現在）

平成29年１月　函館市緑のパートナー会議（平成30年１月まで５回開催）

平成29年７月　函館市緑化審議会（平成30年７月まで２回開催）

平成30年２月　函館市緑のパートナー会議（提言および意見を受領）

平成30年２月　庁内関係部局協議

平成30年３月　国・道関係機関協議

平成30年６月　庁内協議

平成30年10月　函館市緑化審議会（答申を受領）

平成30年11月　市議会経済建設常任委員会に計画素案の報告

平成30年11月　パブリックコメントの実施（30日間）

平成30年　月　市議会経済建設常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告

平成30年　月　パブリックコメントの実施結果の公表

平成31年　月　函館市緑の基本計画の決定

平成31年　月　北海道知事に計画を通知

２　函館市緑のパートナー会議

（１）開催経過

平成29年１月30日　第２次２期第５回緑のパートナー会議開催

・「函館市緑の基本計画改定の考え方」を提示

平成29年５月22日　第２次２期第６回緑のパートナー会議開催

・「函館市緑の基本計画改定の考え方」について討議

平成29年８月24日　第２次２期第７回緑のパートナー会議開催

・「函館市緑の基本計画（たたき台）」について，現状報告・基本方針を討議

平成29年11月６日　第２次３期第１回緑のパートナー会議開催

・「函館市緑の基本計画（たたき台）」について，実現のための施策を討議

平成30年１月19日　第２次３期第２回緑のパートナー会議開催

・「函館市緑の基本計画（たたき台）」について，実現のための施策を討議

平成30年２月16日　緑のパートナー会議 番匠座長より

・「函館市緑の基本計画（たたき台）」策定に向けた意見を受領

（２）委員名簿

（50音順）

区分	氏名	所属	役職	備考
市指定	神林　真里	函館大谷短期大学	教授	
	斎藤　　晶	日本樹木医会	会員	
	長谷　　昭	北海道教育大学函館校	名誉教授	
	番匠　　勲	函館工業高等専門学校	名誉教授	座長
団体推薦	一戸　静夫	(公財)日本野鳥の会道南桧山	顧問	
	鎌鹿　隆美	函館自然観察会	会長代行	
	木村　太郎	(一社)函館国際観光コンベンション協会	企画宣伝委員	第２次第３期
	工藤　光信	南北海道自然保護協会	理事長	第２次第２期
	竹内　正幸	函館商工会議所	事務局長	
	武下　秀雄	21世紀の道南の森林づくり事業実行委員会	委員長	
	乳井　幸教	南北海道自然保護協会	会長	第２次第３期
	松木 志津香	(一社)函館国際観光コンベンション協会	総務広報委員	第２次第２期
	村林　捷司	函館市町会連合会	環境部副部長	
一般公募	岩佐　　愛			第２次第２期
	坂下 みどり			第２次第３期
	田村　紀子			

（３）設置要綱

函館市緑のパートナー会議設置要綱

（設置）

第１条　都市緑地法（昭和48年法律第72号）第４条第１項に規定する緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の推進に関し，広く市民の意見を反映させるため，函館市緑のパートナー会議（以下「会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　会議は，広く緑に関連する分野に属する各種団体から推薦された者８人以内，緑に関心のある市民で公募に応じた者２人以内，および市が指定する者５人以内の計15人以内をもって組織する。

２　会議には，議題の内容により，市の指定する者を参加させることができる。

（任期）
第３条　委員の任期は，２年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任することができる。

（会議）
第４条　会議は，市長が招集する。

２　会議に座長を置く。

３　座長は，委員の互選により定める。

４　座長は，会議の進行と調整を行う。

５　市長は，必要に応じて会議に専門部会を置くことができる。

（庶務）
第５条　会議の庶務は，土木部公園河川整備課において処理する。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は，その都度協議して定める。

附　則
この要綱は，平成13年６月29日から施行する。
附　則
この要綱は，平成16年２月16日から施行する。
附　則
この要綱は，平成25年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は，平成28年４月１日から施行する。

３　函館市緑化審議会

（１）開催経過

平成29年７月21日　函館市緑の基本計画の当初成果と策定スケジュールについて報告

平成30年７月18日　緑の基本計画（素案）について諮問

平成30年７月24日　緑の基本計画（素案）について報告および審議

平成30年10月30日　函館市緑の基本計画（素案）について答申

（２）委員名簿

（50音順）

区分	氏名	所属	役職	備考
学識経験者	館　和夫		樹木医	
	津田　高明	北海道立総合研究機構林業試験場道南支場	研究主任	
	三上　修	北海道教育大学函館校	准教授	
関係行政機関	樋口　悟一	北海道森林管理局 檜山森林管理署	署長	
	三谷　康夫	渡島総合振興局東部森林室	次長兼管理課長	
その他市長が必要と認める者	石崎　美奈子	函館市女性会議	副会長	
	新谷　則	函館市町会連合会	会長	
	高瀬　勝彦	函館造園建設業協同組合	理事長	
	竹内　正幸	函館商工会議所	事務局長	
	乳井　幸教	南北海道自然保護協会	会長	
	中川　平八郎	はこだて広域森林組合	代表理事組合長	
	福原　歩美		一般公募	
	船越　未生		一般公募	
	松本　怜	函館青年会議所	専務理事	
	宗像　英明	函館市小学校長会		

（３）設置条例

○函館市緑化条例（抜粋）

（緑化審議会）
第14条　市長の諮問に応じ，次に掲げる事項を審議するため，函館市緑化審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（１）　基本計画に関すること。
（２）　その他緑化の推進に関すること。
２　審議会は，委員15人以内で組織する。
３　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　学識経験を有する者
（２）　関係行政機関の職員
（３）　その他市長が必要と認める者
４　委員の任期は，２年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
５　委員は，再任されることができる。
６　審議会に会長および副会長各１人を置く。
７　審議会の庶務は，土木部において処理する。
８　前各項に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮つて定める。

4　用語解説

あ行

ウォーターフロント：海，河川等に面した水際。都市づくりにおけるウォーターフロント開発では，工場や倉庫等の物流機能や生産機能に特化した湾岸や河岸に生活機能を配することにより，市民に親しまれる親水，文化空間として活用されている。

運動公園：都市公園法に基づく都市公園のひとつで，都市住民全般を対象に主として運動のために利用することを目的とした公園。

オープンスペース：公園・広場，河川・湖沼，山林，農地等，建物によって覆われていない土地の総称。また，都市内では，建物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で，広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

か行

ガーデンシティ函館：住民や観光客など，だれもが函館で過ごす時間を幸せに感じられるまちをめざし，歴史と景観に配慮した，デザイン性の高い町並みを整備し，まち全体が，緑あふれる公園やオープンガーデンのような，見て，歩いて，感じて楽しい，美しいまちになるよう，長期的なまちづくりに取り組む構想。

街区公園：都市公園法の公園種別のひとつで，もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で，標準面積が2,500㎡の市民に最も身近な公園。

開発行為：建築物の建築または特定工作物の建設に用いる目的で行う土地の区画や形状を変更すること。

環境基本法：環境の保全についての基本理念を定め，国，地方公共団体，事業者及び国民の責務を明らかにするとともに，環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。

近隣公園：ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上最も基本的な公園であり，近隣住区に居住する者を利用の対象とし，幼児から老人まで全ての年齢層に利用されるよう，運動広場を中心とする動的レクリエーションのための施設のほか，休養・散策等の静的レクリエーションの施設が配置される。

市民協働：市民，事業者，市などのさまざまな主体が，公共の利益に資する同一のまちづくり活動に，連携・協力して取り組むこと。

景観法：我が国の都市，農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため，景観計画の策定その他の施策を総合的に実施することにより，美しく風格のある国土の形成，潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り，これにより国民生活の向上ならびに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

景観緑三法：景観法，都市緑地法，屋外広告物法の三法をいう。

公開空地：建築基準法59条の2に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち，歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

コンパクトシティ：住宅や職場，店舗など生活に必要な施設を都市の中心部に集め，徒歩で暮らせる街づくりの概念。

さ行

市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち，市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。具体的には，市街地を形成している区域や概ね10年以内に計画的に市街化を図る区域。

市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち，市街化を抑制すべき区域。

施設緑地：庁舎や学校，文化施設，医療施設など公共・民間を問わず施設の敷地や屋上などに整備された緑化空間。

市民農園：自然とのふれあいを求める市民に対し，その機会等を提供するために，レクリエーション活動として野菜類等の栽培を行えるよう，農地を一定区画に区分し，一定期間貸付ける農園のこと。

市民緑地：民有地において，その所有者と市で貸借契約を結び，市で簡単な施設整備（遊歩道や休憩施設）を行い市民緑地として設置し市民に開放するもの。

社会基盤施設：道路，河川，鉄道，港湾，空港等，土木関係を中心とした公共の施設・基盤。

住区基幹公園：主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション，休養のためのスペースを確保し，住民の日常的な身近な利用に供するため，近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で，その機能から街区公園，近隣公園，地区公園に区分される。

樹冠：樹形を構成する主要部分のことで，枝や葉の先端によって形づくられる樹木の大きさ。樹冠の大きさ，形は，一般に針葉樹は整形であり，広葉樹は不整形なものが多い。

蒸発散作用：植物体内に吸収された水分が生育のために活用された後，葉あるいは茎から水蒸気として外界に排出されること。

人口集中地区：原則として人口密度が1km2当たり約4，000人以上の国勢調査区が市町村の境城内で互いに隣接して，人口5，000人以上（国勢調査現在）を有する地区。

水源かん養機能：雨水を吸収して水源の枯渇を防ぐとともに，水流が一時に河川に集注して洪水を防ぐはたらき。

ストック：国や自治体などが公共投資により整備した道路・港湾・水道・公園などの社会資本

総合公園：都市住民全般の休息，遊技，運動等総合的な利用

を目的とした公園。休養施設，修景施設，運動施設，自由広場，散策路等を総合的，有機的に配置するものとされている。

た行

地域森林計画対象民有林：全国森林計画に基づき，都道府県知事が森林計画区別に立てた計画において，対象とした民有林。

地域制緑地：一定の土地の区域に対して，法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。緑地保全地域，特別緑地保全地区，市民緑地などがある。

地区公園：都市公園法の公園種別のひとつで，主として徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とする公園で，運動，休養等のレクリエーションのために設けられる。

窒素系酸化物：窒素と酸素の化合物で，大気汚染物質のひとつ。工場等における規制は進んでいるが，自動車や小規模なボイラー等からの排出により大気中の濃度は改善されていない。

鳥獣保護区：鳥獣保護の見地から法律に基づき指定されるもの。区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため，特に必要がある区域を特別保護地区として指定。鳥獣保護区内においては，狩猟が認められないほか，特別保護地区内においては，一定の開発行為が規制される。

長寿命化計画：維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにし，新設から撤去までのライフサイクルの延長のための計画。

天然記念物：わが国にとって価値が高く重要なもので，文化財保護法によって指定された動物・植物・地質・鉱物等。

登録記念物：一定の価値は認められるが，歴史が浅く評価が定着しておらず，文化財保護法による指定が困難な場合に適切に保護するため登録する制度。

特殊公園：都市公園法に基づく都市公園の一種で，風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園などの総称。

都市基幹公園：主としてひとつの市町村の区域内に居住するものの安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション，休養のためのスペースを確保するために，都市を単位として設けられる基幹的な公園。主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

都市計画法：都市計画の内容およびその決定手続き，都市計画制限，都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより，都市の健全な発展と秩序ある整備を図り，国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。大正8年に制定され，昭和43年に全面改正された。

都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）：住民の価値観の多様化に対応して，個性的で快適なまちづくりのための施策を住民の理解と参加の下に総合的に進めるため，住民に最も身近な自治体である市町村が住民の合意形成を図りつつ，まちづくりのビジョンを具体的に示し，地区毎の整備，開発または保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。平成4年の都市計画法の改正により創設。

都市公園：都市公園法第2条に規定する①都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地③国が1つの都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園または緑地④国が国家的な記念事業として，またはわが国固有の優れた文化的資産の保存および活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。公園施設を含む。

都市緑地：都市の自然環境の保全並びに改善，都市景観の向上を図るための緑地。

都市緑地法：都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺地等が急速に都市において減少することに鑑み，既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地区」の制度や植栽等による市街地の緑化を推進する「緑地協定」の制度等を設け，良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。

土地区画整理事業：土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩），それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し，整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ，一方で宅地を整形化して土地の利用増進を図る事業。

は行

函館市環境基本計画：函館市における環境の保全と創造についての基本的な事項を定めた函館市環境基本条例に基づき，従来の公害や自然環境の保全等はもとより，環境面から土地利用や社会経済，生活様式等都市全体のあり方を考え，環境の保全・創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な指針を示したもの。

函館市基本構想：将来を見据え総合的で計画的な行政運営を図るため，函館市自治基本条例に基づき策定した構想。

函館市景観計画：自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり，そだて，つくり，もって人間性豊かで快適な都市の創出に資することを目的とし，平成７年３月に制定した計画。

函館市立地適正化計画：人口減少・少子高齢化のなかでも持続可能な都市経営が可能となるよう，都市再生特別措置法に基づき，市町村が策定する計画。平成３０年４月１日に「函館市立地適正化計画」を公表。

バリアフリー：障害者や高齢者が自由に社会参加できるよう妨げとなる障壁を取り除くこと。

ヒートアイランド現象：都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し，郊外に比べ高くなる現象。等温線の温度の高いところが「島」のように見えることから，ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

ビオトープ：特定の生物群集が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境の空間。または，自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。

ビオトープ・ネットワーク：都市全体を対象に生態系の保全・再生を図るため，生き物の生息・生育空間となる緑を核として，都市内に点在する自然や緑地をネットワークとして連結するシステム。

不燃建物：建築物の壁，床，梁，屋根等の主要構造部を鉄筋コンクリート造，レンガ造等の耐火構造とした建築物で，外壁の開口部で延焼の恐れのある部分に一定の防火戸やその他の防火設備を設けた建築物。

フラワーマスター：花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち，花のまちづくりのボランティアリーダーとして積極的に指導・助言できる者。市町村からの推薦により北海道が認定・登録し，講習会の講師・園芸のアドバイザー・公共施設の植花などの活動を行なう。

文化財保護法：文化財を保全し，かつその活用を図り，もって国民の文化的向上に資するとともに，世界文化の進歩に貢献することを目的として制定された法律。

保安林：災害の防止，他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として，森林法により一定の制限，義務が課せられた森林。

ボランティアサポートプログラム：住民グループや商店街等がボランティアの実施団体となり，道路管理者と市町村などの協力者の３者で協定を結び，地域の歩道に設置された植樹帯等の美化や歩道の清掃活動を実施する取り組み。

ま行

緑のマスタープラン：都市における総合的な公園緑地行政を推進するため，都道府県知事が都市計画区域毎に定める，都市における緑とオープンスペースの総合的な整備および保全を図る計画。

名勝：文化財保護法により指定される記念物のうち庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上または観賞上価値の高いもの。

や行

ユニバーサルデザイン：単にバリアを取り除くのではなく，一歩進んで，障害の有無や年齢，性別，人種などにかかわらず，誰もが楽しめる空間づくりを目指した設計思想。

ら行

ライフサイクルコスト：施設の計画，設計，施工，維持，解体までに要する総費用のこと。

緑道：災害時における避難路の確保，市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として，近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

緑被率：平面的な緑量を把握する場合に用いる尺度で，特定の地域，または地区において締被地の占める割合。

６放射４環状：函館市都市計画マスタープランの中で道路の骨格軸として位置づけた，４つの環状道路と６つの放射道路の略称。

函館市緑の基本計画

発行　平成30年　月
函館市土木部公園河川整備課
〒040-8666　北海道函館市東雲町４番13号
TEL　0138-21-3433　FAX　0138-22-4005